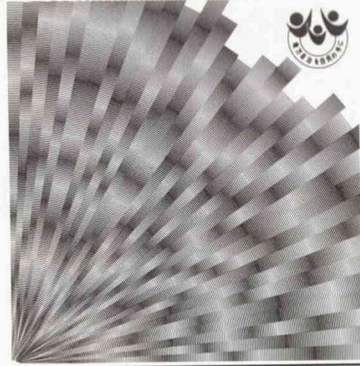


自治研 12

かながわ 1988

No.17(通算81) シンポジウム「いま、プライバシーが危ない」





もくじ * * * CONTENTS

シンポジウム

『いま、プライバシーが危ない!』

— 私たちの個人情報保護を考える —

司会 自治研センター専任研究員 佐藤孝治

「プライバシーが筒抜け、アメリカからの警告」

フリーライター 馬場恭子

1. 個人情報の利用実態 3
2. 個人情報の収集方法 5
3. 民間企業の情報収集 6
4. 個人情報保護制度の実態と私たちの課題 7

日本におけるプライバシーをめぐる状況

中央会議事務局長 秦野八重

1. 行政機関の個人情報収集と基本的人権 10
2. 民間企業の個人情報収集活動 12
3. プライバシー侵害の実態 14

実践報告 1 「個人情報保護法案の問題点」

日本社会党参議院議員 千葉景子

1. 個人情報保護法案の必要性 16
2. プライバシー保護の5原則からみた法案の問題点 ... 19

実践報告 2 県における個人情報保条例化に向けた

検討状況 ... 21

神奈川県県民部県政情報室専任主幹 奥川仁志

実践報告 3 藤沢市における個人情報保護条例の

運営状況 ... 24

藤沢市相談情報センター長 鈴木文雄

実践報告 4 生活の場におけるプライバシー侵害 28

二宮町議会議員 石田恵美子

質疑応答 29

資料1. 「個人情報保護法案」に対する附帯決議 39

2. 神奈川県個人情報保護制度の骨子案 40
3. 藤沢市個人情報保護条例及び制度の案内パンフ ... 48
4. 条例における主な規定内容一覧 54

シンポジウム

『いま、プライバシーが危ない!』

—私たちの個人情報保護を考える—

司 会

自治研センター専任研究員

佐藤 孝治

今、ご覧になったNHK特集「プライバシー・あなたはここまで知られている」でも明らかのように頼んでもいないダイレクトメールが送られてきたり、商品勧誘の電話がかかってきたりすることがあります。また、色々な世論調査でも明らかのように、私たちの個人情報が一人歩きしているのではないかという不安を誰もが持っています。

今月8日、衆議院内閣委員会で審議中であったいわゆる個人情報保護法案が可決され、国会で成立の見通しが出ています。同法案の内容には、プライバシー保護を考える上で極めて重大な問題点が含まれており、個人情報保護法案というよりは、行政運営を優先させた個人情報管理法案としての性格が明らかになっています。この法案が成立すると、地方自治体の個人情報保護制度にも悪影響をもたらしかねないものであると考えられます。

10月1日現在、全国で469団体が個人情報保護条例の条例化を行っていますが、これは全国民の37%、4400万人をカバーするものになっています。私たちが住む神奈川県でも11月に県が各界メンバーによって構成される個人情報保護推進懇話会をスタートさせ、県レベルにおける

制度化に向けて動き始めています。

今日は、文芸春秋社から「プライバシーが筒抜け—テクノロジー社会・アメリカからの警告」を出版されたフリーライターの馬場恭子さんをお迎えしていますので、アメリカにおけるプライバシー侵害の実態について、ご報告をお願いします。次に、国民総背番号制に反対しプライバシーを守る中央会議事務局長の秦野八重さんから日本におけるプライバシーをめぐる状況をご報告いただく予定です。さらに、実践報告として、参議院議員の千葉景子さんから個人情報保護法案の問題点について、神奈川県政情報室専任主幹の奥川仁志さんから県における個人情報保護条例化に向けた検討状況について、藤沢市相談情報センター長の鈴木文雄さんから藤沢市における個人情報保護条例の運営状況について、最後に二宮町町議会議員の石田恵美子さんから消費者団体からみたプライバシーについて、各々ご報告いただくことになっております。

これらの内容によってプライバシー侵害の生々しい実態や官民を含めた個人情報保護制度がなぜ必要であるのかを考えていき、今後の地方自治体における個人情報保護の制度化の取り組みを進めていきたいと思っております。

基調提起

「プライバシーが筒抜け」 —アメリカからの警告—

フリーライター 馬場 恭子

はじめに

私の本を書くときにNHK特集「プライバシー・あなたはここまで知られている」の音だけを聞いてびっくりしていたのですが、今、絵を見て、さらに日本の情報収集も4年前にここまで来ているのかと思ってびっくりしたところです。要するに、プライバシーの問題が非常に重要になってくるのは、政府や民間に個人情報データがどんどん集まり、その収集量が想像に絶すようになるからです。やはり、テクノロジーの発達がなかったら、このようなすさまじい収集というのはできなかった。そのテクノロジーのおかげで、コンピュータも、最初ポンポンと穴をあけてやっていくのから磁気になり、指一本でタイプを打つようにどんどん打ち込む。それがあつという間に本全体をカメラでとらえて、それをコンピュータの中に流し込む。それから、絵であろうと何であろうと、ともかく指紋であろうとグラフィックであろうと、一応コンピュータ画面に写すことのできるものは全部データに入ってしまう。そのみならず、今度は空の方のスパイ衛星ですね。目や耳を持ったスパイ

衛星が直接コンピュータネットワークに連結しているの、それまでもデータバンクの中に入ってしまうという実態があります。

私は、この研究を始めて驚いたのは、既に15年前にアメリカのスパイ衛星が、当時のフルンチョフソ連首相が自動車の中でモービルテレフォンを使った、その声をとらえてあった。それで私、大変ショックだったのです。走っている車でも、遠い空からちゃんとはっきり言葉までとらえて、そういうデータがコンピュータの中に入ってしまう。また、この間のソ連の例の原爆庫の事故も、結局スウェーデンの民間人が使ったスパイ衛星でとらえられた。そういうことは、官も民もそれぞれがテクノロジーの発達で、私たちの周囲にある個人情報をありとあるゆる角度、音といい何といい全部入れてしまう、そういう世の中になっている。これは大変怖いことです。ある学者が言ったように、いまに海岸で寝そべっていると、それをカメラでスパイ衛星が撮ってコンピュータのデータバンクの方に送り込むことができる。そうすると、海辺で恋人とデートしているものでも簡単につかまえられる。そうすると、私立探偵社などはそれを使える。非常に窮屈な世の中になるといえる。私たちの個人のプライバシーが全然なくなってしまうような情勢になりつつあるということです。

1. 個人情報の利用実態

しかし、データバンクで幾ら個人情報を収集しても、情報がたまっただけではデータの利用価値が少ない。そういうときに、よく調べてみますと、既にたまったデータは、コンピュータソフトを使えば簡単に指一本でデータの分析ができる。そうすると、その結果がすぐ使えるわけです。それから、私が調べているときに分析法で、例えば、一つのコンピュータに入っているものでも多量のデータが入っていると、いわゆるウオッチ・ワーズといって警戒の言葉、あるいはトリガース・ウォッチ、引き金の言葉というものをソフトでつくり、それをコンピュータにかけますと、その一つのコンピュータにたくさん入っている情報から次から次と欲しいものが、例えばマーケット・リサーチとか、あるいは犯罪人のタイプとか、それを使う人々の利用法によって、いろいろ目的は違うと思いますが、そういうことが簡単にできる。アメリカでは、外国情報、情報関係にもすごいお金をかけて、こういう利用法が非常にはやっている。

だから、怖いのは、例えば、皆さんの名前、住所、学歴、あるいは銀行で使うお金の使い方とかクレジットなどが一つのバンクに入っているだけで、そういうソフトを使いますと、あなたが外国スパイではないか。それが社内で使われますと、どうも麻薬を使っているらしいとか、そういう画像が出てくるわけです。これをプロファイリングと言いますが、いわゆる横顔をかき手法です。さらにコンピュータをたくさんつなげますと、その分析の細かいところが全部一つのところに集まって、皆さんのプロフィール

がはっきり出てくる。その出てきたプロフィールは、必ずしも本当に私という人間をあらわしているのではなくて、コンピュータのデータが私らしいと、そう決めつけた一つの映像がみんなの目に触れ、みんなの耳に触れ、それで私という人間とは別個な人間が歩き回ることになる。例えば、私は非常になまけ者なのに勤勉な方にそのプロフィールが出ると、これは大変ありがたいが、往々にして自分の人間像とは違った、非常に自分の人格を傷つけるようなものが皆さんの像として一人歩きするという怖さが出てきたということです。

それから会社内ですと、これはアメリカの大学などで研究しているのですが、ブロックモデリングというのがあります、皆さんが、だれと話して、だれと遊んで、だれと飲んで、朝出勤が遅いとか早いとか、それから、あの人と余り話さないとか、そういう社内のいろいろな動きをとらえる。その社内の動きというのは、カメラや端末機で打ち込むときには既に会社の人事部なんかでモニターできるようになっている。しかも、このごろは電話と端末機が通じていますので、だれかが電話の話を聞いていて、あの人はちょっと話し過ぎるとか、あの人は応答の仕方が悪いとか、そういう非常につまらない、会社側にとっては大切でしょうが、私たちにとって能率と余り関係ないと思われるようなものでモニターされている。一端それがデータとなると、人事部のデータバンクに組み込まれる。そういうことも今は起こるような情勢にあるということです。

ところが、コンピュータでデータバンクがつながりまして、その一つのグループがある。それから、もう一つコンピュータのグループがあるという場合に、つながっていない場合でも、例えば、政府のものと民間のもの、それからア



アメリカでは連邦、州、市の管理するデータバンクに分かれているわけです。それに国税庁、それから社会保障局といいま

して、私たちが62歳とか65歳になりましたら、一応少しずつ納めている税金に基づいて年金をもらえるんです。日本の厚生年金のようなものをもらえる。それをもらえる人のための情報が全部、保障局のデータバンクに入っている。そのほか学生ローン、それから何年も福祉を受ける人、あるいは政府関係のビジネスをとる人たち、ともかく政府と関係のある、政府から何らかの恩恵を受けている人たちに関するいろいろなデータがバンクに入る。そういうのがアメリカの場合はあるわけです。

だから、例えば、そこでコンピュータ・マッチングというのが行われます。一つのコンピュータにないものを、それではこちらのコンピュータと突き合わせて何かないかと探る。その典型的なのはレーガン政府がやった無責任父親捜しです。アメリカでは、子供を産ませてどこかの州にずらかっちゃうと養育費は納めなくて済む。あるいは貧乏な人たちとか、無責任な人たちはわざと姿をくらます。公からは姿をくらまして、妻や子供の面倒を国にみさせる。そういう無責任な父親がいるんですが、前はそれが全然つかまらなかったんです。アメリカという国は、州、州でいろいろな法律がありまして、この州にある法令はこちらの州に通じない。それから、州と州の間のパイプというものを通じていなかった。だから、父親がニューヨークで子

供を産ませて逃げちゃうと、ほかの州では調べようがない。それで無責任父親捜しに関する法令をつくりまして、データバンクの突き合わせをやり始めたわけです。

それは、例えば、社会保障局から恩給とかそういうものをもらう。私たちが働くときには必要な社会保障番号というのをつけなくてはいけない。これは、今や就職をするときには全部つけなくちゃならないというおきてになっているもので、社会保障局を調べまして、ああ、この父親は扶養義務を怠っている。そうすると今度は、それでは一体どこにいるんだと捜すときに国税庁のデータバンクに突き合わせる。国税庁は、昔から社会保障番号という、いわゆる就職番号と同じものを納税番号として使っているんです。これはかなり長い間やっています。だから、それと突き合わせると、その人がもし納税をしている場合はどこの州にいても見つけられるわけです。それでもつかまらない、納税していないでもぐっているかもしれないときには、今度は連邦政府とか州とか、そういう政府雇用者のコンピュータシステムを捜してみる。しかし、そこにもいない。そうすると今度は、国防省、軍人関係にいるのではないか。で、そちらのコンピュータと突き合わせてみる。そこにもいない。そうすると今度は、アメリカ人はほとんどが車を使っている。ニューヨーク以外は車を使わないと動き回れないので車両登録コンピュータシステムという、車を登録したシステムのデータバンクを調べてみるとかなり出てくるんです。それでも見つからないときには、もしかしたら刑務所に入っているのではないかというので警察関係のデータバンクを突き合わせる。今、こういうぐあいにして、かなり無責任な父親捜しが成功してきている。これは無責任な父親だからいいようなものの、もし何らかの国家権力か

何かに追いかけられたときに、こういうぐあいにコンピュータを突き合わせてくると、私たちの逃げ場がなくなるという非常に恐ろしい事実を示唆しています。

2. 個人情報の収集方法

だから、そういう分析は利用価値があるので今度はみんなが必死になってデータ集めをやっているわけです。それで、そのデータ集めをやるために、例えば、私、この前新幹線に乗ったのですが、そうしますと、東海道新幹線御利用についてのアンケート、きのう銀行に行きましたら、こういうローンをお借り入れてしょうかというアンケートがありまして、例えば、銀行支店とか生命保険、あるいはいつごろ借り入れて、現在の残高はどのぐらいで、金利がどうでというような、非常に個人的な理由が書いてあるんです。それで、おまけにそこに住所、氏名と書いてあるんです。私は窓口で、そういうものは書きません、プライバシーに関するものだから書きませんと言ったら、何か苦笑いしていましたが、やっぱりこういうものを書いていくと、皆さんの情報がどんどんいろいろなコンピュータに乗って広がっていく。だから個人情報について尋ねられたときには、いつも、この情報のデータは何のために収集しているのだろうか、それは一体どこに行くのだろうか、そういうものも私たちは考えなければいけないと思うんです。

アメリカ人もアンケート好きなんです。アメリカの愛国主義の象徴であるアンクルサムを出して、書いていることは一番最大の世論調査です。それは非常におもしろくて簡単にできるし、

ほんの2〜3分でできます。新しいプロダクト、新しい生産品をいかにして広告し、その結果によってよりよいものをつくることができるかといううたい文句があって、事細かにいろいろな私たちの個人情報を聞いている。そして、ここにもやはり名前と住所を書くようになっていて。それで、なぜ住所を書くかという、それをやったださいましたら、それは皆さんの御協力のために、いろいろなものを差し上げるからだ。

JRもそうなんです。これをやると、何かあげますと。だから、私たちの非常に弱い欲、それに何となく訴えて私たちから情報を引き出そうとしている、こういう世の中なんです。

いろいろな情報の集め方があるんですが、もう一つは虚栄心にアピールする方法があります。これはうちの息子がハイスクールを卒業するときですから5〜6年前ですが、アメリカでは、卒業するときに突然何か来るんです。おたくの息子さんは非常によい成績で御卒業になるそうです。ついては我が社では、そういう優秀な学生をリストアップしたフーズファーをつくりますから、ぜひぜひこれに書いてお送りください。フーズファーという、何となく自分が偉くなったというような感じで書く親もいると思うんです。私はあほらしくなったからそんなものは捨てたんですが、大学を卒業するときにも皆そういうような手を使う。これは日本でもそうでしょう。名簿図書館というのが、どうもそういう方法を使って、皆さんが非常に金持ちだとか、趣味がいいとか何とかいろいろとほめておいて、名前と住所のみならずありとあらゆるもの、電話番号からゴルフが好きだとか、書けば書くほどみんな何となく立派に見えるので、多分みんないろいろと要らないものまで書く傾向があるのではないかと思うんですが、そういう情報はみんな商品になって使われてしまうので

す。さっき言ったように分析が非常に簡単なので、集めれば集めるだけ得なのです。これはやっぱりテクノロジーの怖さだと思います。

だから、日本では郵便局まで、この前の記事によりますと、宛名書きで30円、封筒に入れて35円とかいって、皆さんにどういうダイレクトメールが欲しいかというアンケートをやったというんですね。これはやっぱり非常に日本的だと思うんです。日本の郵便局がもうけようとするのもわかりますし、アメリカの郵便局がもうけようとしていることも確かです。でも、アメリカの郵便局が2〜3年前にした発想は、例えば、ダイレクトメールで、ニューヨークで発送する分をうちのワープロで引き受けましょう。それで全部、内容文をこちらが打って、そしてリスト順にお宅の顧客に配りますというものでした。これは成功したのかどうか、調べていないのでわからないんですが、少なくともリストはその会社から来たリストですね。郵便局自体が自分でリストをつくって、そういうことをやるというのは大変日本的だなと思って私は感心したんです。そういうところに、やはりプライバシーに対する意識が、日本では政府にも民間にも希薄なのではないかということをお心配しています。

3. 民間企業の情報収集

それで、アメリカでは一体どういう会社がそういう個人情報を集めているのか。やはりクレジット会社と銀行、金融関係ですね。それから、アメリカの場合は医療関係の保険会社、生命保険、それから、さっきのダイレクトメールなどはもちろんです。日本でも大変な量のダイレク

トメールが回っているので、お話する必要はないと思うんですが、クレジット会社と銀行の場合、日本では銀行系のクレジット会社—アメリカでも銀行が発行しているのですが、日本の場合は預金がないとクレジットカードをくれない。アメリカの場合は預金がなくともクレジットカードをくれる。それはどういうことかということ、みんなの消費傾向が信用できるものかどうかというのを大変細かく調査しまして、それで、あの人がいたら責任感を持って払ってくれるだろうといったら、どうぞお使いくださいといって、全然関係のない銀行がクレジットカードをくれるんです。そのようになっていますから、私なんかは全然お金がなくとも、ともかく払うべきものをきちんきちんとある一定期間払えば、さっきNHKで見ましたけれども、ああいう信用のA、B、C、Dと、それは自分の収入と関係なく、信用度のA、B、C、Dというのがつくんですね。だから信用度がAとかBになると、お金がなくとも次にほかの会社が、どうぞ使ってくれとなるので、信用度のチェックが大変アメリカでは発達しているんです。

ところが、そういう信用を調べるのに信用調査所というのがありまして、これは客観的データで、あの人はどうだこうだ、あの人は幾らの収入があって、どこに勤めている、そういう私たちが書いたデータのチェックを行う。それからもう一つは消費者探偵会社。それだけでは心配なので、今度は探偵会社に私たちの信用を調査させる。だけど、非常にこの調査がずさんで、プライバシー保護委員会というのがアメリカに1974〜1975年に発足しまして、そういう業者も参考人に呼び、いろいろ調べましたところ、こういう調査をやるということがわかったんですね。私もそれを読んでびっくりしたんですが、要するにお金をなるべく使わないでやろうとい

うことで、ずぶのしろうとを使って全然何もしないんですよ。ただ電話をかけて、その人がそこに住んでいるということを確認して、それで、あとからいろいろな保険会社とか銀行から来るデータを見て、これでよろしいと。何もしないというのはズイングという意味なんだそうです。それでズインギングと言います。もう一人は何もしないで、いわゆる占い師が見るようにそれをながめて、ああ、この人はいいとか悪いとか、本当にでたらめな判断で私たちの信用調査というものが確立してしまうんですね。だから私の顔つきが悪かったり何かすると、それで悪いとか、あるいは余りボーイフレンドと遊び回ると、あれは素行が悪いからだめだとか、いろいろ主観的な判断で決めるわけです。

そういう方法があるんですが、日本もさっきのを見るとかなり、日本の場合、日本信用情報センターなどが1984年に一本化されているので、その人たちが持っているデータ、それまでに持っていたデータ、その後のデータが全部ツーカーなんだろうと思うんです。その中に悪いデータなんかが入っていた場合、これは一体、本当にどういうことになるのか、とても恐ろしいことだと思います。

そのほかアメリカの場合は、エイズをどうするかというような私たちのプライバシーにとって大切な問題がたくさんあるんです、それで、一番の問題はエイズの問題です。エイズの問題というのは、アメリカは人権というものが非常に発達していますし、ホモセクシャルがエイズの主要原因だということがありましたので、ホモの人たちの人権を守らなければいけないということで非常におもしろい法律があります。それまでは梅毒とかはみんな、今でもそうですが、医者が保健局に通告し、それで保健局はその人に通告し、相手まで追跡できる状態なのに、エ

イズの場合はそれができない。それは除外視されているんです。やはり、それだけエイズに対する偏見が強いという裏返しですが、一方みんな怖いから、できるだけ何とか規制したいという声が強くて、エイズを規制する方法は何かということで、反対派はとてもおもしろい発想で、エイズはセックスをしないとうつらないというのが今の通説なので、お尻に入れ墨をしたらどうかと、そういう案も出るような状態です。要するに規制ができないために、エイズ問題というのは、これからも大変な人権問題、保健問題となって進展していこうと思います。

4. 個人情報保護制度の実態と 私たちの課題

それでは、アメリカではどんな規制をしているのかといいますと、例えばクレジットカードに関係するものは、1970年公正信用報告法という法律がありまして、消費者信用調査所に集積してある個人のデータ内容、データソースを知る権利がある。これは保障されたんですが、ただし、情報を提供した人のソースは知らせられない。それから医療情報もだめだという規制があるんです。また、クレジットカードの間違ったデータで保健や就職やローンができなかった場合、これは処罰できないという非常になまぬるい法律なんです。それで古いデータを廃棄すること、問題となったデータを再調査すべきだとうたってあるのですが、らちが明かないときには消費者が申し立てる異議書を本人のファイルにはさんでおく、それぐらいで終わっているんですね。

もう一つ問題になるのは、借金取り立て会社に私たちが払わなかった場合です。アメリカは

サラ金と同じように非常に取り立てが悪らつていやなんです。それで、公正負債取立収監法という法律ができて、変な時間に電話をしたり、うそをついてだまし打ちにはいけないという法律があることはあるんです。それから怖いのは税金問題で国税庁が、一体幾らお金を持っているんだ、どこの銀行にお金を持っているんだということを調べたいときには、その旨を本人に14日前に知らせなくてはいけない。14日ということは、その間に、異議申し立てがあるときに異議申し立てができる期間を与えてある。そういう規制があるんです。それから銀行にも14日前に知らせなくてはいけない、そういう問い合わせを受けたときのために。それから、これは警察関係もそうです。警察関係が金融期間の記録を見たいときには、公式文書で申請してからやっと見せる。それで銀行は、そういう申請文書を受け取りましたということを本人に知らせなくてはならない。そういうことも規制されているんです。

だから、そういう規制法は確かにあるのですが、やはりいろいろとまだ今申しましたように、手ぬるいところがアメリカの法律にもあります。例えば、そういうことがなぜ困るのかといったら、一度アメリカの国税庁が七大クレジット会社に、ともかくそちらのリスト、そちらの各個人に関する情報をくれと要請した。私たちが、いつ、どこで何時にどんな買い物をしたという情報は、全部そのクレジット会社のリストになっているわけです。だから、国税庁としては、この人は税金を納めていないのに、何でこんなにたくさんいろいろなものを買っているのかとか、ほんの少ししか税金を申告していないのに、何でこんな高いものが買えるのかというようなライフスタイルを割り出して、それで納税者を責めようとしたが、ニューヨークタイムスの記者

がそれを知った。たぶん誰かがリークしたんですね。アメリカは、ペンタゴンペーパーでもそうでしたが、体制が何か悪いことをしていると知ったときに、その関係者がかなり簡単にリークして新聞社を利用するんです。この場合も、それで論議になりまして、やっとそれが沙汰やみになって、今では全然その計画がなくなると税務署の人は言っています。それでも、私たちがそのように目を見張っていなければ、いつまたどういふ具合に盛り返して、私たちの知らぬ間にそういう恐ろしいことをして、私たちの個人情報をはぎ取るか、全然わかりませんからね。

だから一番怖いのは、これが警察関係に結びついた場合です。ローンが借りられない程度ならいいですが、警察や刑務所に放り込まれたり、あるいは殺されたり、そういうことも起こり得る。例えば、今レンタカーがありますが、車の登録があって、車の盗難届というものもある。そして、車の登録と盗難届というデータバンクは違はずですね。その場合に、今、警察官は手にターミナルを持っていて、交通違反なら交通違反でとめられるときにパッととめて、大抵ターミナルでポコポコと、その所有者と車の番号を署に知らせる。それで署のコンピュータデータバンクは、アメリカの場合は、州につながり、連邦政府（FBI）につながる。そして、FBIから全国のいろいろな州とか市町村のデータバンクにつながる。それで調べてシロだったらいんですが、間違ったデータのためにシロであるのにクロにあるということが起こるんです。

身近な例で言うと、ある人がレンタカーを借りて走っている。それでモーターに入ったところをたたき起こされて手錠をガチャリと締められる。それは、要するにレンタカーが盗まれたと届け出て、その盗難車が返ってきて、その車

を貸しているくせに、返ってきましたということ盗難届をした方に言っていなかったというミスなんです。だからその人が、何にもないのに、そのおかげで留置所に入れられてしまう。ある場合には、そういう尋問を受けている最中に、手を挙げろと言われたのを間違っポケットに突っ込んだ。それは、何かその人がおどおどして、ハンカチかチリ紙を出そうとしたのかもしれないね。そういうことで、例えば、手を突っ込むということはガンに手をやるというイメージがアメリカにはあるので、挙げないものをふところに入れていたのでぶっ殺された。だから、そのことを考えると、コンピュータのデータとして、我々の個人情報が多量にあるのみならず、その内容が間違っているとんでもないことになる。あるいはレンタカーの例のように、訂正をしないためにそういうことが起こる。

これは私が英字新聞社に勤めていたときに、ミスメイクが何千とあるんです。これは本当に、いかに一生懸命やってもミスメイクがあるんですよ。だから、コンピュータを扱う人間がミスメイクをしないはずはない。そういうミスメイクの可能性というのは、当然あるはずなんです。だからそのために、さっきどなたかがおっしゃったが、コンピュータから出てきたがために、それを真のデータとして私たちはとらえがちなのです。そのおかげで私たちと全然関係のない、私の個人データのおかげで私の人生はめちゃめ

ちゃになったということが可能な世の中になった。収集されたデータということは、今まで集めたものをとめることはできないと思うんです。コンピュータデータは、いまや世界を飛び回り始めていると考えていいようです。

ことに税務署関係などは協定のあるところ、例えば日米の間では、もうツーカーになったような例がある。それとしか考えられないようなことがある。そういうことを考えますと、今私たちは、私たちに関するデータが一体どこに、どういようにあるのか、どういようの目的で集められて、それがどういようの目的で使われているのか、そういうものを知る権利、それから、そのデータがあるところへ行って見る権利、そして、間違っていた場合に、私が赤いのに白だとか、白なのに黒だと言われたら、それをはっきり訂正する、訂正したら、それは絶対に訂正したかどうかということをチェックするという権利があると思うんです。

ですから、今やらないとおそくなるという危機感で、私はアメリカの事情を見まして、今、日本もかなりの線まで来ているので、いまのうちに何とかしなければいけないということでこの本を書き、そして日本に来た次第でございます。

大変、どうもありがとうございました。(拍手)

日本におけるプライバシーをめぐる状況

国民総背番号制に反対しプライバシーを守る
中央会議事務局長 秦野八重

1. 行政機関の個人情報収集と基本的人権

私たちは十数年にわたってプライバシーを守る運動を続けてきました。馬場さんの御本を読ませていただきましたが、大体6～7割は日本も同じような現状にある。ただそれを、人権意識が薄いという立場かどうかはわかりませんが、余りにしないのが日本の現状だろうと思います。ただ、ポケットに手を突っ込んだから殺されるというようなことは、まだ日本にはないと思いますけれども、非常に問題の多いところがたくさんあるわけです。

最初にちょっと、今政府関係の情報件数がどのくらいあるか。全部かどうかはよくわかりませんが、87年の1月現在で約14億件あるわけです。おおむね国民1人当たりについて十何件かの報告があるということです。実は84年の4月現在で11億件ですから、大体年間1億件くらいずつふえていると思います。ところが84年の4月まで政府は毎年1回ずつこれを報告し、国民の方に公表していました。それがなぜか、その後、85年以降は報告がないので、私たちは真っ暗闇の中にいるわけです。それで84年当時、

一番たくさん持っている省というのは郵政省でした。次が厚生省、三番目が警察庁なわけです。郵政省の場合は郵便の配達、郵便貯金、簡易保険というのがありますので、非常にたくさんの、格段に飛び抜けた個人情報を保有していることは事実でございます。

最近、郵政省の関係で、私が一つ非常に気にしておりますのは、郵便貯金を信用にして民間のカードと提携しているわけです。私が調べたのは、ちょっとデータが1年ぐらい前になるのかもしれませんが、現在37種類のカードと提携しております。ところが提携した民間のカードは、確かに法律はまだ日本にはございませんけれども、通産省、大蔵省の指導もありまして、一応は申し立てをすれば、自分の情報は信用情報機関に登録されているものについては見ることができるわけです。だから申し出れば、ミスがあればこれは訂正ができます。ただ、これはちょっと知らせていないということがあります。

ところが、提携している相手の郵政省の方はまるっきりわからないわけです。私、過日、信用情報センターに電話をいたしまして、お宅の方のカードと郵政省のカードと提携をしているようですけれども、郵政省のデータはどうなんでしょうかと言いましたら、それは全く私の方

は関知いたさないところがございますというお答えですので、非常に片手落ちではないかというふうに思いました。

それから警察庁がたくさん持っております。一番多いのは運転免許証ですね。これが府中の警察センターに全国のものがあるわけです。そのファイルが、54年のときにどのように説明してあるかといいますと、4,000万件ぐらいあるわけですが、不正運転を取り締まるとか、交通事故取り締まりのために4,000万人を登録させているということで説明されておりました。先ほど馬場さんの方から、警察の方に情報が渡ると大変だというお話がございましたけれども、日本の現状では警察は非常に力が強くて、警察から何かを言われたときに容易に断わりきれないという状態が社会的にあるわけです。私どもが運動を始めて間もなくのころですから、相当前になるのですが、愛知県警で中学1年生に入ったときに全部指紋を取っていたということがあるわけです。これは私どもも申し入れをしましたが、当時の県教職員組合でも申し入れをしてやめたんです。やめたことになっているんですが、その当時既に250万人も登録している。その理由は何かといいますと、行き倒れになったときに探すためだというだけの理由なんです。それはどこで決めたかといいますと県警と学校長の会議で、校長会というのはしばしば困ったことを決めるところなんです。そういうところで決めてやっていた。ほかにもあるのかもしれませんが、私たちが知ったのはそういうことでした。

それから、警察で情報を集めるのに通報制度というのをとっております。神奈川県はよくわかりませんが、盗聴事件などもあるわけですから、警察がいいことをしているというふうには思いませんが、東京の警視庁の場合は通報制度

を採用しております。通報制度というのはどういうものかといいますと、大体集合住宅、マンションや団地などに行きまして、そこで怪しいような暮らしぶりをしている人があったら通報しなさいということを書いていくわけですね。例えば昼間うちでごろごろしているとか、変な人たちが出入りしているというような人については通報しろというわけです。そうしますと、夜勤が専門だとか、あるいは昼間お芝居が何かをやるようなお仲間が集まっていたのをほかの奥さんたちが見て、あれはおかしいんじゃないかと通報しますと、おかしなリストに載せられるということになるわけです。私は日本が非常に怖いと思いますのは、これは相手が悪いだけではなくて、私たちの場合にも非常に問題があるということです。

一つは、御承知だと思いますがグリコ・森永事件というのがあり、今全国指名手配されていますキツネ目の男というのがありますね。キツネ目の男というのは、スーパーに入ったときに写真でモニターされたわけですから、それすらはっきりしていないんですが、モニタージュをつくってキツネ目というのを書いて、そのモニタージュで全国手配しているんです。それも非常におかしいと思いますが、そのキツネ目の男が情報公開されたときに、2週間ぐらいで大体二千数百件の通報があるわけです。これは住所、氏名を上げて大阪府警に届けをしているわけです。そうしますと、これはあの事件が起きたときですから何年か前ですが、実際には容疑者リストとして、二千数百人のキツネ目の男というのが警察に届けられるわけですね。多分それについては徹底的に調べているはずなんです。ところが、いまだに見つかっていないわけですから、そうしますと、そのリストはどうしたんだろうか。ところが、そういうことに対して日本

では世論は何も言いませんし、通報した人が、申しわけなかった、消してくださいなんていうことは言っていないと思います。そういうことになると、きのうまで親しくつき合っていた人が、いつ自分のことをキツネ目だと思えば通報しないとも限らないといった状況が日本的にはあるということは、私は非常に残念だというふうに思いますし、問題だということです。

それから、警察が個人のリストをかなり集めているんですが、これはビルですとか各世帯もそうですけれども、ちょうど戦前の戸口調査ですね。私どもの年代ですと戸籍調べなんて言うておりましたけれども、それと同じようなことをやっております。これは、法律的には根拠がないんですね。にもかかわらず、各世帯にそういうものを、特にマンションやアパートなんかですと、ほとんど管理人を通して出させるので非常に断わりにくいという実態があります。

それから企業の場合ですと、守衛さんがいるとかいないとか、だれか夜勤するとかしないとかいうようなことだけでしたらまだしも、補助カードというところで全部雇われている社員の名簿を出すことになっている。恐らくこれは、出されている社員の方はほとんど知らないと思うんですね。これはおかしい話なんですけれども、私どもが最近新しいビルに移りましたところが来ました。それは、私は出さないでほってあるんですが、来たら何とか言ってやろうと思っていますけれども、まさか言ってはこれないのか、いまだに何も来ておりませんが、あるんですね。ですから、ビルが新しくなったりしますと即座に来るんですね。非常に速いです。

2. 民間企業の個人情報収集活動

時間がございませんので、自治体のこともいろいろ申し上げたいことはあるんですが、民間企業で、先ほどの馬場さんのお話にも信用情報などのお話が出ておりましたので、今、顧客情報というのが非常にたくさん集められております。市場拡大のために集めていますから、競争でたくさん集めているわけです。そこで個人情報の商品化が進められて、名簿図書館であるといったような名簿ビジネスが非常に今活況を帯びています。名簿図書館というのは大手の最大手なんですが、1億人を集めたといって豪語しているわけです。これは、まだ本人が書いたものが集められるとするならばいいという意味ではないんです。間違いではないと思いますが、私が見た経過では、そこへどういう形で集められていくかというルートを見てみますと、6割、7割というものは第三者からの情報なんです。いろいろな人が調べ回っているんですね。例えば、ヤクルトおばさんが調べていった情報が非常にたくさんあります。

最近、名簿図書館もデータベースに全部入れているようですから、私たちにしますと、非常にわかりにくくなっているのですが、私が初期の段階に行きましたときは手書きの書き込みがたくさんございます。住宅が持ち家であるとか何とか、趣味は釣りだとか、ゴルフだとか、碁というようなことで書き入れがあるわけです。それは全部手が違うんですね。ということは、やっぱり一つのリストを持ち回って、それにいろいろつけ足していているということがあるわけです。普通、そういった名簿図書館とかそ

ういうようなビジネスでなくても、今は名簿図書館ほどではありませんけれども、いわゆるカセットのFD、テープにして売っているわけですから、非常に収容能力が大きいのと持ち運びが簡便になっておりまして、名簿図書館ならずとも、例えば私が調べた中にありますのは、全国の高校の卒業生のリストを全部集める。その中から、幹事をやっている人とか、医者とか、会社の役員とか、大学の教授とか、金のありそうな人というのを全部特別に集めまして、これをコンピュータですと簡単です。それだけを集めて、そういう一つにした情報を今度は証券会社ですとか貴金属商に売っていく。これは価格が30万とか50万とか、非常に安いんですね。

個人情報ビジネスでは、ブラックマーケットというのもありまして、これはかなり高度な内容のものが出ています。私は、直接ブラックマーケットというのを知りませんが、これはシステムエンジニアの方のところにはブラックマーケットから誘いが来ることもあるというふうに、あるアンケートで答えておられますから事実だと思います。

そして、それは商品化されたものだけではありません。例えば、日本で有名な丸井というクレジット販売の老舗ですけれども、そこでも1,000万人規模で集めていますし、資生堂も全国では1,000万人ぐらいの顧客リストを持っていますし、あるいは西武関係でもそういうふうになっており、企業には非常にたくさんの情報がある。特に細かい情報は保険会社に大量に集まっております。私が昔調べました保険会社のチェックの内容を見ますと、指が短いとか特別に長いといったような身体的な特徴から、入れ墨を消したとか入れ墨があるとか、言語の調子がどうだとかいったように非常に細かいんですね。これはマル秘で手に入れたリストなんです、保

険会社はかなり小口金融などと提携してサービス拡大を図っている状況ですから、信用機関にそういう情報が流れないという保証は一切ございません。犯罪歴なども保険会社は克明に調べております。ある金融機関では、新聞をずっと調べまして容疑者を登録しているといったような例があるわけです。

そういう信用情報の問題ですが、日本の場合には、まだ全部が交流しているわけではありませんが、信用機関には、銀行系のものとクレジット産業系のものとサラ金系のものとあります。サラ金系には外資系のセンターと2つあるんですが、そのうちの外資系を除くサラ金系の信用機関ですから、銀行系とクレジット系とサラ金系の国内系の方ですが、その3つが昨年の3月から、事故情報について交流しているわけです。したがってサラ金で何かおかしいことをやった方は銀行からもクレジットも、要するにカードもこれからはできなくなっていく。要するに、ありとあらゆるところから締め出しを食ってしまうという状況になっています。そして、その信用情報機関の3つがブラック情報を交流しますときに、これは政府の指導もありまして、信用機関に登録するということと、それから、アクセス権を認めるということになっているわけです。そして、ブラック情報などにするときには、ちゃんと本人に通知しなさいとなっていますが、現在それを実行しているのは銀行系だけで、あとはやっていません。

特に、私どもが問題にしていますのはクレジット系です。要するにクレジットカードの問題ですが、これは非常に粗雑なつくり方といいますか、会員にするときにはほとんど本人確認などしなくてもできるわけです。それから、保証人なども相当いいかげんでよろしいわけです。そこで他人の名義が使われるという事実があるわ

けですが、三文判を買っていただいてもいいわけですね。そして本人確認をしていません。だけど、全然知らない人の名前を語るというのは難しいんですが、ある程度、勤め先ですとか、住所とかを知っている人が使うケースが非常に多いんです。今は偽装倒産をするようなときに、お客さんの名前を全部使ってカードをつくりまして、そしてお客さんの名前でクレジット会社からお金を引き出す。要するに品物を買ったことにして引き出しまして、そして雲隠れしてしまふ。そうしますと、その催促はどこへ行くかという、名前を使われた本人のところへ行くというケースが非常に多い。

それとブラック情報をわざわざ、ブラックの人をホワイトにして、ホワイトの人をブラックにするというようなことを実はサラ金の方に聞きました。大手のサラ金ではしばしばそういうことをやっている。これは、よそへお客さんを取られないためである。ブラックにするとよそで貸してくれないから自分のところへ来る。そうすると、自分のところへ来たときには相談に乗って貸す。それから、どこかへ行ってもらいたいようなお客さんで、本当はまだホワイトなんだけれども、どうもこれは安心がならないといったような人はホワイトのうちにブラックにしてしまって、ブラックにするとよそもどこも貸してくれない。こういうふうにして追っばらうとしようというようなこともあったり、いろいろなことをやっているわけなんです。それが私たちには何も知らされていないものですから、わからないんですね。

だから信用情報とは何だと聞かれたときに、恐らく何だろうとお考えになってもわからないと思うんです。これは先ほど申しあげました3つの機関で少しずつ内容が違っております。これも私たちは一般的にはわからないですね。そ

れから、どのぐらいブラック情報を保管しておくということも、3つの機関でそれぞれ違います。銀行系ですと5年間、クレジット系ですと7年間、サラ金系で6年間。ところが問題は、交流する前の情報を全部チェックしていませんから、犯歴も入っているだろうし、間違った情報もあるだろうし、そのところが精査しないままに交流しているということがあります。

3. プライバシー侵害の実態

そこで先般、10月からプライバシー110番というのを始めたのですが、そこに上がってきましたケースでは、10年前ですからもう消えていなければいけないんですけども、10年前に支払いが1回だけちょっとおくれた。何年かして全部払いましたと。それが10年前の話なんですね。ところが、今度クレジットで何かを買おうと思ったところが、かつての—それは夫の方の延滞なんですね。10年前のブラックが、奥さんが何かカードを使おうと思ったときに、組もうと思ったらローンが組めなかったということが上がってまいりました。こういう問題は、信用情報センターの方に行けば消してくれるようになっておりますから、そのようにお知らせをしましたが、そういう事実がたくさんございます。そして日本では、そういうことになっていきますということを、恐らく消費者の方に知らせないんですね。そして契約書の内容を見ましても、全部信用機関にあなたの情報を登録しますよということが、契約条項の中の一環として小さな字で書いてあるだけで、特に説明されません。ですから、あなたの情報が登録されますよというのはどんな情報かということとはわからな

いわけですね。要するに、相手を持っている情報についてそういうものを登録しますということだと思います。

今はそういった信用情報だけでなく、カードが非常にたくさん出ているわけですが、そのカードを発行する形としては、個人情報を集めるためにカードを発行しているところもたくさんあります。いろいろ馬場さんからコンピュータシステムのお話でしたが、日本でも似たような状況で非常にコンピュータ化が進んでいますので、そういう意味では、カード何番の方がどういうものを何月何日に買ったかというのはPOSと言って、要するに販売時点での顧客情報の管理ができる仕組みになっております。そして、それを使って名寄せをしますと、その人の志向といいますか、要するに暮らしぶりも大体買っている品物から出てくる。それから、もちろんそれとつなげればブラックかどうかもわかるんですけども、高級品志向だとか、例えば色の好みは何だとかいうようなことが全部そこで出てくるわけです。そういったものが、実は名簿図書館で一部発見しました。残念ながら全部数字なものですから読めない。これは専門家が見れば恐らくわかるんだろうなというふうに思いましたけれども、これは名簿図書館で、ある日本橋の百貨店で使ったものが原票そのもので流れているということがありました。

このように、ショッピングといってもどの程度にショッピングかはよくわかりませんが、私たちは知らないうちにたくさん情報を集められています。私たちが非常に今問題にしていますのは、学校におけるとんでもない調査なんです。性格調査とか、あるいは家庭環境調査とかいろいろありまして、それが何十項目にわたっておりまして、ちょっと私どもも気になり

ましたので、少し全国レベルで調べているんです。私はまだ細かいものは見ておりませんが、北海道の方から上がってまいりましたのでは、小中高の生徒に対して、1人に全部で78項目ぐらいのチェックがございました。それから、内容は送ってこないんですが、概略を書いたので今問い合わせをしておりますけれども、ひどいのは200項目にわたっていました。これは愛知県のどこかだと思いますけれども、それほどにするわけですね。そういう調査をして、本人にいろいろマル・バツで答えさせるわけですが、どのようにそれを分析するかというと、恐らく教育産業、教育ビジネスと言われる何とかセンターのコンピュータに入れて、そこで分析しまして、これは問題のある生徒、例えば非行になり得るとか、中には、そういう調査の方式の中で鑑別所方式なども使っているところがあるわけです。ところが、私が非常に残念に思いましたのは、革新系と言われる議員にお願いしたんですが、上がったくる答えに、これは生徒にはもちろん保護者にもその内容は知らせませんから、プライバシーは問題ありませんという答えが返ってきたのがかなりあり、非常に残念だと思っています。自分の子供がどのように判断されて、レッテルを張られているのかということも全然わからないということは、私も自分で子供を持った経験からすれば、ちょっとこれは問題ではないかと思う。

それから家庭環境調査ということの中でも、非行少年を事前に防ぐということなんですが、私たちのところに上がってきましたケースでは、生まれたときにどんなお産であったか、出血が多かったか少なかったかとか、そんなようなことまで調べているところがあるんです。これはある議員さんから上がってきましたので市会で取り上げていただきまして、それは一応中止を

させたというケースです。どうして学校で、お産が重かったとか軽かったとか、そこまで調べなければいけないのか。しかも、それを聞くのはお医者さんでも何でもなく、学校の先生なんです。

そういう意味で、私たちは今の学校教育で何が行われているのだろうかと思ひまして、校則の問題やらいろいろあります。内申書の問題もありますけれども、内申書や偏差値というのは、恐らく皆様もいろいろ気になさると思ひますが、テストなどについて、特に男の子ですと、家へ帰って学校でどんなテストをやられたなんて余

り親にも言いませんし、わからないわけです。それで子供たちには、そういうものは正直に書きなさいと書いてあるわけですけども、怒りやすいとか、ときどきカッとすることがあるという項目があるわけです。そして、正直にそういうところに丸をつけますと、どんな判定にされているのかなんていうことは全くわからないわけですので、私どもとしては非常にこれの問題にしまして、少し調査を集約して、また取り上げていきたいというふうに考えています。

時間が限られていますので、一応これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

実践報告 1

「個人情報保護法案の問題点」

日本社会党参議院議員 千葉景子

1. 個人情報保護法案の必要性

いわゆる個人情報保護法案は、11月8日に衆議院の内閣委員会で既に原案の通りに採決されている、通過しているという状況です。そして、その法案が現在、参議院に回されてきているということです。しかし、この内容は個人情報を保護するという意味では大変な欠陥がある、問題が多い法案であり、皆さんからも批判や反対の声をいただいていますけれども、衆議院は、自民・公明・民社の賛成、社会・共産の反対と

いうことで可決されています。今後、参議院の方でどれだけこの法律について歯どめあるいは修正などができるか、これから大変問題になってくるかと思ひます。

残念ながら私は、内閣委員会に所属していませんので、直接審議の場に立つということはないと思ひます。私も人権を守ってまいりました弁護士という立場で、ぜひこの法案については関心を持って、取り組みをしてまいりたいと思ひているところです。

ところで、この個人情報保護法案の必要性というのは、皆さん今、馬場さんのお話、秦野さんのお話などをお聞きになりまして、その重要性というのが大変よくおわかりになっていただ

けたのではないかと思います。先ほども数字が出ていましたけれど、政府の保有している国民の個人情報というのが今、約12億を超え、毎年1億件ぐらいつづふえていくという状況でございますし、さらにこれに民間部門の個人情報というのもの、どれだけ保有されているか、まだはかり知れない部分がございます。それにもかかわらず私たち国民の側から見ますと、その実態がほとんどわからない。したがって、どんなことで権利侵害が起こるのかということも、これもまたわからない。突然、ある日自分にびっくりするような被害が振りかぶってくるということにもなりかねません。そしてこの点について、一体個人情報についてはどういうルールを持って情報を集め、あるいはこれを公開し、開陳していくのかというルールが全くこれまではありませんでした。

そこで、個人情報保護法案をつくらなければいけないという動きが出てきたわけです。国内におきましては、1982年に行政管理庁の加藤委員会、加藤一郎さんを委員長とする委員会がありまして、ここで一端報告が82年に出されています。しかし、それはそのまま法案になりませんで、その後、総務庁で新たに検討を加えまして86年に報告が出されております。この総務庁の報告は、内閣法制局長官であった林さんがトップになりましてまとめた報告です。これは、いわゆる世界的な流れにプラス日本的な工夫を加えてまとめられたと言われております。日本的工夫というのが一体何だかよくわかりませんが、この総務庁の報告に基づいて、今回の法案が作成されています。

ところで、個人情報ですが、いろいろなアンケートなどによりますと、人に知られたくない情報というのは一体どんなものがあるのだろうか。これにはさまざまなものがありますが、か

なりトップに位置づけられてくるものが財産関係、例えば収入であるとか自分の資産の状態、あるいはどれぐらい税金を納めているか、こういう情報は人に余り知られたくない。あるいは家族とか親族関係、あるいは家庭生活にかかわるさまざまな問題、こういうことも余りに知られたくない。勝手に知ってもらいたくない。それから、これも次に挙げられるのは主義とか信条、信仰、内心にかかわる問題です。それプラス、例えば政党の支持であるとか、こういうことについてもむやみやたらに人に知られたくない情報である。あるいは病歴とか身体のさまざまな情報です。それから年金とか生活保護であるとか、こういう公的な扶助を受けているという問題、これらも人に知られたくない情報です。こういうことがかなり多くの方から個人情報として保護をされたいものとして挙げられています。

そして、こういう情報が野放しにされていることから、さまざまな権利侵害などが発生してくるわけです。それは今お話に出ていましたので、私もくどくど申し上げる必要はございませんが、こういう権利侵害はどんな法的な問題になるかといえば、すべて憲法で保障されている国民の権利に抵触してくるという可能性も大きいことが挙げられると思います。例えば、憲法の条文だけを考えましても、13条で個人の尊重と幸福の追求の権利、個人の生活あるいは個人の尊厳というものを認めていこうということがありますし、あるいは法のもとの平等原則、あるいは政治にかかわる問題としては請願の権利、あるいは思想・良心の自由、また信仰の自由、表現の自由、居住・移転あるいは職業選択の自由、国籍の自由、学問の自由、団結の自由、勤労者の団結、あるいは財産権など、すべて個人の基本的な権利として認められているものにか

かわる情報が今氾濫しているわけですが、こういうものを保護していかなければいけないという大きな世界的な流れになっているのではなからうかと思えます。

そして諸外国におきましても、プライバシー保護法というものは今多くの国でつくられつつあります。その一番基本になるものがOECD勧告というものです。これは1981年に出されておりまして、これに基づいて、現在OECD加盟24カ国中13カ国で法案がつくられています。それから、法案提出中の国も8ヶ国に上る。例えばオーストリアとかイタリア、トルコなどでも法案作成が今進んでいるところです。こういう中で、日本でも常に世界の流れに追いついてきぼりを食っては大変だということで法案が出されてくるわけですけれども、その内容は、とてもこれで世界に自信を持って提案できる、あるいは信頼を得るといような内容とはなっておりませんので、ぜひその辺を御紹介したいと思えます。

ところで、このOECDにおきましても、プライバシーの原則、その保護の原則というのが幾つか打ち立てられています。OECDでは大体8つの原則ということでまとめられていますが、我が国においてもさまざまな研究の結果、大きくは5原則ということでまとめられています。

まず、5原則の第1は、収集制限の原則です。個人データの収集に際しては、収集目的を明確にするとともに、収集するデータの内容も収集目的の達成に必要な範囲に限定すべきです。そして、データの収集は適法かつ公正な手段によらなければいけないという原則です。これは聞いていただければ当然のことであろうと思えます。目的を明確にする。そして、収集をするに当たっては適正な手段で行う。また、収集をし

てはいけない項目、こういうものも明確にしていく、こういう原則がまず第1番目に挙げられようかと思えます。

そして、2番目が利用制限の原則で、こういう目的でこのデータは収集すると決められたならば、それ以外のものにはこのデータを使わないという原則で、目的外の利用あるいは外部提供を禁止していく原則です。

3番目が個人参加の原則と言われているもので、個人が自己に関するデータの存在及びその内容を知ることができます。そして、かつ必要な場合には、そのデータを訂正させることができるという原則です。これは自分のデータとしてどんなものが集められているか、それをまず知らなければいけない。そして、それが誤っているような場合には、それを訂正させなければならないということを認める原則です。これが誤っていると、その個人について、誤った個人管理がなされていくかわからないということになります。そういう意味では、情報の存在あるいはシステムを公表していく。あるいは閲覧、訂正、削除、中止を求める権利をつくっていく。そして、それがなされない場合の救済手続きをはっきりと決めておくということが必要なのではないかと思えます。

そして、4番目が適正管理の原則で、収集・蓄積した個人データは、正確かつ細心なものとして管理されなければいけない。そして、その紛失とか破壊、改ざん、不当な流通等の危険に対して合理的な安全保護の措置が講ぜられるべきであるということです。集められたものがほかの者の手によって改ざんされている、あるいはどこかに紛失してしまう、こういうことがないようにしていかなければいけないということです。

そして、5番目が責任明確化の原則で、プラ

プライバシー保護に関して、そのデータ処理などをする決定権限をだれが持っているのかということを確認していく。そして、その者が最終的な責任を負う。すべてのことについて責任を負っていく、こういう責任を明確化しておく。そうしませんと、そのデータについて、いや、あれは私が直したのではないとか、私が収集させたわけではないとか、その誤りも私が訂正したりしたわけではないから、いつそんな訂正がなされたり改ざんされたのかわからないとかあいまいなことになって、結局はその不利益というのが個人に覆いかぶさってくるということになりかねません。そういう意味では責任を明確にしておく必要があります。

こういう5つの原則が、プライバシー保護の原則ということで大体集約されている内容ではないかと思います。

2. プライバシー保護の 5原則からみた法案の問題点

こういう原則に基づいて考えてみますと、今回出されている法案が、一体こういう原則を十分に満足しているかどうか大きな問題になってこようかと思います。

ところが一つ一つ見ておきますと、これらの問題点、不十分さが大変目立ってまいります。まず第1番目に挙げました収集制限の原則から考えてみますと、今回の法案がどんな内容を持っているかといいますと、政府各省庁が、国民の個人情報を収集することについて特別に制限していくような項目がつけられていないわけです。これにつきましては、ここで条文を読んで御紹介をしていく時間がありせんけれども、今回、上程をされております4条というところに

個人情報ファイルの保有という項目があります。ここに収集制限の原則の規定がはっきり打ち立てられていないということが、皆さんから批判になっているところの一つです。

それから、2番目に利用制限の原則につきましても制限が大変甘くて、適用除外が極めて広く認められているということが批判として挙げられると思います。利用制限の原則は一応決められているのですが、相当な理由があれば行政機関相互の提供が許されていますし、また特別の理由があればどこへでも提供できるという内容になっているわけです。ほとんど尻抜けというかザル法みたいな形になっているわけです。これでは利用制限の原則というのはほとんど貫かれるということにはならないだろうと思います。

それから、3番目の個人参加の原則につきましても、法案中に一応開示を請求できる規定が13条でつくられていますけれども、これにつきましても適用除外が大変多く認められています。そうなりますと、この適用除外を見ても、大体こういうことが普通社会生活の中で問題になるのではないかと。どういう情報があるか開示をしてもらいたいという情報は、ほとんどこの適用除外の方に入ってしまうのではないかと考えられています。例えば、開示請求権の適用除外として言われているのが学校の教育関係の問題あるいは医療に係る診療結果のようなものです。それから刑事事件などは適用除外になっているわけです。学校の問題とか医療の問題というのは、日ごろ社会生活において一番自分の情報として知りたい問題になるようなところではないかと思いますが、そういうところがすべて適用除外になってしまっています。それから、制令でその幅を拡大もできる、それから不服申し立て制度などが不十分である。そして、

こういうものについて適正な運営を図るための審議会などが設置されていません。これは、従来から審議会の設置というのは多くの皆さんからの要望事項でもあったわけですが、これも設置をされていないということです。

そのほか適正管理の問題、そして責任明確化の原則というものについても、今回の法案では、その内容が非常にあいまいで甘い内容になっている。責任者の規定もない、こういうような状況です。

一つ一つの原則を見ても非常に尻抜けになっているということですが、これがどういうところから来ているのかということを考えてみますと、やはり政府の考えていることが基本的に逆点しているのではないかと思います。というのは、やはりこれが個人の基本的な権利、人権を守るというよりも、むしろ行政の円滑な運営の方に重点が置かれているということではないかと思います。確かに、現代社会において行政をどのように運営していくか、そこにできるだけ円滑な運営をしなければいけないという要請ということも否定することはできません。しかし、それと個人の権利というものは一体どちらに優先権を与えるかといえば、やはり私は原則として個人の基本的な権利ではなからうかと思うんですね。それなくして行政の円滑な運営もありませんし、少しそこが、不便を感じてもやはり権利はきちっと守らなければいけないのではないかという気がしています。やはり、こういう基本姿勢が行政の自由裁量を拡大している、あるいは、規制を甘くしているのではなからうかと考えています。

そして、今回もこういう法案ですので社会党からも修正案を出させていただきました。今指摘をした、原則に反する部分をすべて網羅した修正事項を出しましたけれども、これは全く話

にならなかったという状況です。しかしながら、今回内閣委員会の方で膨大なる付帯決議というのが付されました。この付帯決議というのは、今後こういうことに注意しなさいというものでございますので、なかなか強制力というものがありません。ですから、それが実行されるかどうかというのは難しいところですが、逆にいえば12項目の付帯決議が付されるということは、それだけこの法案自体の内容が不十分だということをあらわしているのではないかと思います。むしろ、この付帯決議を法案にもらった方が十分なものができるのではないかと、いうほどの内容になっています。そういう意味では、今後この付帯決議の内容、そしてOECDあるいは多くの皆さんが指摘されている原則を十分に踏まえた法律をできるだけ早く修正していく必要があるのではないかと思います。

そして、こういう法律ができますといろいろな影響があろうかと思いますが、既に個人情報保護条例などが策定されている自治体も多いわけで、これから条例などをつくっていかうという自治体も多いわけです。今回、神奈川県でもその第一歩が踏み出されているわけですが、やはり法律ができるということは、これからの条例づくりへの影響も大変大きいのではないかと思います。いい条例ができると、それを基本にして、それを踏まえた条例づくりが進んでいくことにもなりますが、逆にまずい法案ができると、悪い見本を下敷きにした条例制定作業が進んでしまうことにもなりかねないわけです。やはり、国がこういう基盤をつくったのだから自治体でもということになりかねません。とかく国と関係が強い自治体などでは、そういう傾向がこれから強まってこないとも限らないわけです。だから悪い見本をつくったという意味では、国は大きく反省しなければいけないと思ってい

ます。そういう意味で、これを見本にしな
ばらしい条例づくりを神奈川県などでも
ただければ非常に幸いだと思っています。

自治体などには、国以上により私たちの生活
に密着した情報も多く集積されているとい
うこともあるかと思しますので、ぜひ尻抜けになら

ないような、プライバシーの侵害問題が起
こらないための条例づくりが進められるよ
うに期待をしています。

簡単ですが、国の法律の基本的な枠だけ説明
させていただきました。

実践報告 2

県における 個人情報保護条例化に向けた検討状況

神奈川県県民部県政情報室専任主幹 奥川 仁志

それでは私から、お配りしました資料に基づ
いて説明をさせていただきたいと思いま
す。2種類の資料をお配りしてあると思いま
す。1つは、「個人情報の保護を目指して」と
いうパンフレットです。これは、できるだけ多
くの県民の方に私どもの取り組みの概要を知
っていただくとうまく配っているものです。もう
一つの小冊子ですが、これは中を見ていただき
ますとおわかりのように、最初のものには、神
奈川県が保護制度をつくるのに、今庁内でいろ
いろ検討していった結果を骨子案という形でま
とめたもので、全文が載っているものです。こ
れが16ページまで入っています。それから18、
19ページに骨子案によればどんな制度のイメ
ージになるのかという図が県保有と民間保有につ
いてあります。

それから24、25ページが、昨年8月から9月
にかけて県民意識調査をおこないましたので、
その時の結果を4点ほど拾ったものがあります。
これは2,000人の方を無作為に抽出して、1,547

名の方から回答をいただいたものです。情報化
社会についての意識と言うことで二つほど紹介
させていただきたいと思えます。プライバシー
の侵害が今後ますます増えるという回答をいた
だいたのが、「そう思う」という方と、「どち
らかといえばそう思う」という方を合わせると
8割を超える方がそう思っているわけです。そ
して、個人情報保護のためには法的措置が必要
だと8割近くの方が回答しているという状況で
す。

そして、個人情報と行政についてということで、
民間機業の取り扱っている個人情報について県
がどんな対応をしたらよいのかを聞きましたが、
一番多かったのが、県が個人情報の取り扱いに
ついて業界団体や企業に自主規制をするよ
うに指導するか、企業が個人の権利・利益を侵害
した場合には行政指導するべきであるという方が
55%、それから、強い規制をすべきであるとい
う方が25.9%、合わせて8割の方が何らかの県
の対応を望んでいるという結果です。

行政についてはもう少しシビアな質問を用意しました。収集目的をはっきりさせよという方が9割を超えています。それは訂正できるようにしろとか、収集時の目的以外に使わせないようにしろとかといったものが9割を超えているということです。

神奈川県では、58年4月から公文書公開制度を実施しています。その時の制度化過程でいろいろプライバシーの問題についても議論がありまして、公開制度では、いわゆるプライバシーの概念の一人にしておいてもらう権利という消極的な概念だけが制度化されて、自己の情報の流れをコントロールする権利、概念と言うものは将来の課題ということになったわけです。そういった公開制度化らの課題であったということが一つと、情報化社会がいろいろ進展してきて、個人情報の取り扱いについて、県民が不安感を持っている。あるいは個人の権利・利益の侵害の恐れ、あるいは現実に侵害事例が出ているという状況があります。

それから、先ほど紹介しました県民意識調査でも、やはり何らかの県の対応を望んでいるということがあり、昭和62年度に庁内の関係室課による研究委員会を設けて、そこでどんな仕組みにしたらいのかということをいろいろ検討してきました。その検討結果を受けて、今年3月に個人情報保護準備委員会（副知事をキャップに部局長を構成メンバーとした）を設けまして、庁内での検討をしてきました。その結果が9月に「神奈川県個人情報保護制度の骨子案」としてまとめて公表したものです。

この骨子案は、これから検討していただくための素材ということで公表したのですが、この骨子案の特徴を申し上げますと、1つは、県保有の個人情報だけでなく、民間保有の個人情報も制度の対象にしていこう。それから、情報

の処理形態によらないで個々の対象にしよう。いわゆる電算処理、コンピュータ処理だけではなく、マニュアル処理、手作業処理も対象にしていこうと考えています。

こういったことで、県の個人情報保護制度として、どんなことを考えているのかというのが、県保有の個人情報保護制度についてという部分にあります。今、県は県民1人当たり5件ぐらいの割合の個人情報を持っている計算になります。これは62年度の調査ですから、現時点ではもう少しふえていると思いますが、そんな情報を持っていますので、しっかりした仕組みのものをつくっていこうということで、OECDの8原則というものを参考にして保護制度を考えていこうとしています。

まず第1点として、思想、信条、宗教等の取り扱いですけれども、こういった人格に深くかわりのある情報については、原則として取り扱わないことにしようとしています。当然、法例の規定がある場合、それから正当な行政執行で必要な場合に附属機関の意見を聞いて収集することができるわけですが、原則として取り扱わないようにしていこうという一般的な規定をまず掲げています。

それから、県がどんな情報を持っているのか、県民に明らかにしようということで登録制度というものを考えています。まず、どんなものを持っているかということがわかっていなければ、知る権利の保障の前提がないわけですから、登録制度を設けようということです。

それから、収集から利用提供までの流れをきちんとしていこうということで、収集の制限ということで、利用目的をあらかじめ明確にして必要最小限の範囲内で、原則として本人から直接収集しようということにしています。ただ、本人からの直接収集と申しまして、全部が全

部本人から取れる情報ばかりではないものもありますので、適用除外事項ということで、ここにはちょっと書いていませんが、小冊子の方の7ページには6項目ほどの適用除外事項を設けています。

それから、管理、安全保護の措置としては、不要となった個人情報は確実な方法で速やかに破棄しましょう、各所属に個人情報の管理責任者を置きましょう、個人情報を取り扱う職員にも取扱上の義務を課しましょう、セキュリティ対策もしっかりしていきましょう、といった形の内容を考えています。

それから利用・提供の制限ですけれども、これは原則として、収集したときの利用目的以外の目的に利用・提供はしないということにします。ただ、この場合の適用除外事項として小冊子の8ページに4項目ほど載せてあります。それからもう一つ、利用・提供の関係でオンライン結合というのがあります。オンライン結合は、既に個人情報保護条例を条例化している市町村の状況を見ますと、かなり原則禁止ということをやっているところがあるようですけれども、私どもは原則禁止ではなくて、相手側に個人情報保護の一定の取り扱いの基準があれば結合を認めていこう。そのオンライン結合のための基準をつくっていこうというふうに考えているわけです。

それから、その後はいわゆる個人の権利として開示請求権、それから訂正請求権を条例で保障していこうということです。ただ開示請求も、御本人にも見せられないものがどうしても行政の場合にはありますので、その適用除外事項はやはり小冊子の方の9ページから10ページにわたって8項目ほどあります。このうちの5項目は、公文書公開条例の適用除外事項と整合性をとってあるものです。それから、開示あるいは

訂正の請求に対して不服申し立てが出た場合には、所属機関の意見を聞いて決定をしようということで、公文書公開条例と同じ扱いをしようと考えています。

それ以外にも、県の個人情報の取り扱いについて不適正な取り扱いというものが起こり得ますので、そういった場合には、個人の方から県の個人情報の取り扱いについては是正の申し出をすることができる制度をつくろうと考えています。

これが、県が持っています個人情報について、こんな仕組みを考えていこうということで、今骨子案ではまとめたものです。

それから、その右側の方にも個人情報保護制度というのが絵入りで入っています。県でやるという形になりますと条例でつくるわけですけれども、条例で民間事業者の個人情報保護について規制をするということは、営業の自由等の問題とか地域性の問題など、いろいろ難しい問題があります。それでまず事業者の責任の明確化ということで、個人情報を取り扱っている事業者には、いわゆる取り扱い上の個人の権利・利益の侵害を防止する責務があるということを条例で明らかにしていこう。そして、その責務を負っていただくために、個人情報の取り扱い上のガイドラインというものをつくり、このガイドラインにより事業者の自主的規制を指導、奨励していこうと考えています。また、単にガイドラインをつくって事業者に直接呼びかけるだけでなく、事業者団体にも、その団体で個人情報の取り扱い指針といったものをつくっていただいて、自分のところの会員の事業者に指導、奨励していただくよう団体に働きかけていくということも考えています。

それから、そのガイドラインだけでなく、もう一つきちんとした個人情報の取り扱いをして

いる事業者には、個人情報システム単位で県に登録してもらおうという任意の登録制度を設けたらどうかと考えています。これは当然、登録をしていただきますので、県には登録簿というものを備え、県民はその登録簿によって内容を知ることができる。事業者から見ると、県に登録してあるという認証を受けているということで、事業者が個人から情報を収集する場合にも表示をしていただく。それが、かえって事業者の信用の増大につながるという面もありまして、こういう任意の登録制度というものを考えています。

それ以外に、民間事業者のいろいろな個人情報の取り扱いについて個別具体的な事例というものが出てくるだろうということで、ここに救済措置と書いてありますけれども、一つは県に苦情相談の窓口をつくりましょう。それから、事業者の不適正な個人情報の取り扱いをしている場合には是正の勧告ですとか、その勧告に従わない場合には公表していこう、こういったようなことを考えているわけです。

今、骨子案の大まかな中身を簡単に説明したわけですが、この骨子案をたたき台に、私どもではいろいろなところから意見をいただきながらよりよい制度をつくっていきたいということで、一つは個人情報懇話会を11月に発足させまして、ここでいろいろ議論をしていただく。それからもう一つは、いろいろな団体と意見交換をさせていただきたい。それから、行政センターなどで県民参加事業というのをいろいろやっていますので、その中のテーマとして県民からも御意見をいただきたい。それから、こういったパンフレットの端に「わたしの提案」というのがついています。小冊子にもこの部分ははさみ込んでいますが、これでも御意見をいただいいていこう。そして県民のいろいろな方から意見をいただいて、よりよい制度をつくっていきたいと考えているところです。

非常に雑駁ではありますが、今、私どもで考えています制度の内容を紹介させていただきまして終わらせていただきます。

実践報告 3

藤沢市における 個人情報保護条例の運営状況

藤沢市相談情報センター長 鈴木文雄

当市におきましては、個人情報保護条例の制定は昨年の9月です。これに先立つこと2年前の1985年9月に情報公開条例を制定しました。この際に、情報公開とプライバシー保護の関係は表裏一体の関係にあるということで、早急に

総合的なプライバシー保護条例を制定すべきという、議会あるいは世論の高まりがありまして、情報公開条例制定後引き続き制度化に向けて準備作業に入ったものです。

まず、情報公開条例の施行と同時に、引き続

いて庁内にプロジェクトチームを編成して、市が現に保有する、市民を中心とする個人情報等の管理は一体どうなっているのか、どんな情報があるのか、それをまず調査しました。それと同時に、プライバシーに関する市民の関心度はどういうところにあるのか、これについても意識調査を実施して、それから、さらに川崎市さん等の先進都市の取り組み状況等を調査して、内部においてひととおり庁内の個人情報の実態、市民のプライバシーに対する関心度、先進都市における総合的なプライバシーのあり方というものを庁内のプロジェクトチームとしてまとめました。そして、これをまず基本的な資料としました。翌1986年7月に市民及び学識経験者からなる市民サイドの個人情報保護制度研究委員会を組織して、ここでさらに都合7カ月、12回にわたる審議と、さらに並行して議会における委員会の設置、それから6つの行政委員会を含めた内部の研究会等、さまざまな形で審議を重ねました。それで研究委員会に諮って、藤沢市におけるプライバシー保護制度のあり方はこういうあり方だという提言をいただき、それに基づいて条例の策定作業に入ったものです。

まず、これは市民及び学識者からなります個人情報保護制度研究会の提言に基づいて、市として制度化に向けての基本方針を策定し、これをもとにして、今度は職員研修の実施機関となるべく行政委員会との調整等を経て条例案を策定して、昨年9月の市議会において条例が制定されたといういきさつです。

その後、直ちに施行事務へ向けて条例の規定に基づく市民及び学識経験者7名からなる個人情報保護制度運営委員会を条例制定後直ちに発足させて、さらに運営に当たる細部の基準等の検討に入る傍ら、直接運用に当たる職員たちの実務研修を実施しました。それと同時に、各課

で現に取り扱っている個人情報にかかる業務の登録作業を進めて、本年の4月の施行となったわけです。

これまでの間、本制度の実施につきましては、当然ながら市民及び事業者等の理解と協力が欠かせないことであるということから、さきの研究委員会の審議の状況、それから提言の内容等の広報紙による市民への報告を兼ねたPR活動、それと地元商工会議所を通じての金融、保険あるいは大型販売店等、各業界への周知及び協力要請もあわせて実施しました。以上が情報公開後、約2年半を費やした個人情報施行までの簡単な経過です。

さて、当市の条例の内容ですが、リーフレットの中に黄色い紙がはさまれております。これが本市の個人情報保護条例の条文の全文です。

第1条は、目的についてですが、個人情報を保護することが個人の尊厳の維持を図るために必要不可欠であることにかんがみ、個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めるとともに、自己の情報に関する開示請求等の権利を保障することにより、平穏な市民生活の保持と、より公正で民主的な市政の実現を図り、もって基本的人権の擁護にすることを目的としています。

さらに保護の対象とする個人情報については、個人が識別されるものすべてを指しています。これにはコンピュータ処理だけでなく、マニュアル処理も含まれています。したがって、個人が識別されるものは形態を問わず、すべてこの条例の対象だとお考えいただいて結構です。

それから実施機関につきましては、議会も含めてすべての市の機関となっています。

さらに、市の各実施機関に課せられた個人情報取り扱いに対する制限としますのは、まず、思想、信条、宗教、その他の社会的差別の原因

となる情報は原則として取り扱いを禁止することから始まっています。そして、個人情報を取り扱う業務の公表、それから、業務目的達成のために必要最小限の個人情報を本人から直接収集するということを定めています。したがって、収集の制限、目的外利用等に係る諸制限、不必要となった情報の廃棄、日常の個人情報の適正な維持、管理、新たにコンピュータを利用する際はすべて審議会関与等の制限が議会を含めた実施機関に課せられます。

それから、また自己情報コントロール権として自己情報の開示、訂正、削除、目的外利用等の差し止め、あるいは中止の各請求権を設定しています。さらに不服申し立てに対しては、公正な立場から意見を求める個人情報保護審査会、また制度の全般の適正かつ円滑な運営に資するため、個人情報保護制度運営審議会をともに設置しています。そして、市の出資法人については市に準じた保護措置を求め、また市の業務委託者には市と同様の責務を課しています。それから、さらに一般事業者については、本制度の趣旨に反する行為に対しては、是正または中止を指導し、これに従わないときは、是正または勧告することができます。

まず、条例の規定により、個人情報を取り扱う業務の登録を4月1日に一括して全庁的に一般に公表しています。市長部局、各行政委員会、議会、あわせて個人情報に係る業務は991業務でした。これについて記録を一般に公表しています。これは業務単位となっています。

この内容として、どのような目的で、どのような性質の個人情報が、どのように取り扱われているかが明らかになっています。したがって、本市の持つ991業務の個人情報がどのような目的で、どのような性質の個人情報が、どのように取り扱われているかということについては、市

の情報公開コーナーにおいて目録として常時設置しています。だれでも自由に見れるようになっていますので、藤沢へお越しの際はひとつごらんになってお確かめいただきたいと思います。

また、この9月までの半年間で条例に定められた請求権の行使ですが、現在まで4件ありました。いずれも自己情報の開示に係る請求です。

請求の内容を御紹介しますと、まず、1件目ですが、かつて本人が提出した住民票の写し等の交付申請書の本人開示請求です。

それから2件目は、区画整理の区域内の権利者で、本人名で提出された仮換地の変更願いの文書の開示請求で、これも本人請求です。

3件目は、出生届けを提出した方で、法令に定められている記載事項を拒否して市に提出されたことに対して、この対応について照会した「出生届け受理伺い書」によって、法務局にこの受理方を伺ったものです。これに対して御本人から請求がありました。

こういう3件が4月から9月までに請求されたもので、いずれも本人に開示しまして問題はなかったわけですが、ただ、残る1件が非常に問題を残す件ですので御紹介させていただきます。他の1件につきましては、請求された情報が実際には存在しないということで、本人の請求にはこたえられなかったということですが、この内容は、御本人の言うにはだれかが、自分に関する戸籍謄・抄本の写しの交付を過去1カ月の間にとったと思われるということで、その事実を確認したいということで戸籍謄・抄本の写しの交付申請書を見たいという請求でした。

本市の場合は戸籍謄・抄本の写しの交付事務については、本庁の窓口及び出先の市民センター等10カ所で取り扱っており、各施設で1カ月間の申請書が約3,200通あったわけですが、それを2日ほどかけて調べたんですけれども、該当

情報がなかったのでは結果的には本人の請求にはこたえていないということです。

ただ、ここで一つ問題としてお考えいただきたいことが残っていますので御紹介しますと、仮に該当する情報があつたとした場合の対処の仕方です。これについては以前、横浜市において訴訟として提起された、住民票の写しの交付申請書の開示請求事件がありました。住民票の写しを請求した者と請求された者の両者のプライバシーが争われた事例の一つです。現行法上、何人でも請求できるとされているものですから、請求された住民票の写しが請求した者に交付されるのは仕方がないところです。

ただ、ここに新たに請求した行為、すなわち請求した者に対するプライバシー保護が一つ出てきます。それからもう一つ、請求された者の自己情報の流れを知る権利とのぶつかり合いがここで生じてくるわけです。したがって、プライバシーをのぞいた者の権利、それからのぞかれた者の権利、このぶつかり合い、これをどうするか。一方の側には請求した行為、これが一つのプライバシー、のぞかれた側は、自分の情報、自己情報がどのように流れて行ったか、それを知る権利があるわけです。このぶつかり合いをどう解決すべきか、これが今私ども毎日のようにいろいろと首を突き合わせて考えているところです。このところに非常に難しい問題があろうかと思っています。わずか半年ですが、こういう問題があるということをここで御紹介させていただきます。

請求の事例については、大体こんなものですが、個人情報の個々の立場から、基本制度については、本市の場合は運営審議会が各実施機関に対する個人情報の適正な取り扱いについて関与しています。

その運用状況について御紹介しますと、当市

の条例に基づきます市民及び学識経験者7名からなる審議会に付与された権限としては、パンフレットの裏面に記載されているとおりです。個人情報の取り扱いを禁止する事項について、実施機関に対する意見を述べること、個人情報取り扱い業務の登録内容の報告を受けつけること、それから本人に直接収集の例外、目的外利用等の禁止の例外などに関する本人通知について実施機関に意見を述べること、それから新たなコンピューター利用の個人情報の取り扱いについて実施機関に意見を述べること、等があります。

施行して半年間、既にこの審議会は大活躍しています。条例が公布されて半年間、実施までにはいろいろな基準について月2回のペースで審議会が開かれたわけですが、4月以降は、各実施機関から5件の諮問が出されています。その諮問の状況について件名と結果だけを御紹介させていただきますと、まず、藤沢市立看護専門学校入学受験者の学科試験の結果について、得点を受験者の出身校に外部提供したいという看護学校からの諮問があつたわけですが、これについては不承認でした。その必要性がないと結論されています。

2件目は、児童手当の認定処理に係るコンピュータの端末機の設置についてで、これについては安全対策に万全を期すということで承認されています。

それから3件目は、戸籍関係事務に係るコンピュータ処理についてで、これについても承認されています。

それから4件目は、神奈川県地域森林計画策定のための個人情報の外部提供についてで、これは県と市町村との情報の相互交換、情報の提供の関係になってきましたが、これについては本人通知を条件として承認されています。

それから5件目は、東京都市圏パーソントリップ調査における調査対象者の個人情報の外部提供について、これは国に対して交通の動態調査に係る、藤沢市内の該当者の個人情報の外部提供です。これについては承認されています。

これらの5件が実施機関から審議会に諮問された内容です。したがってかなり厳しい判断がされていることになります。

以上が当市における個人情報保護条例の制定の経過と、実施後約半年間の運営状況です。

最後に、当市の個人情報保護制度の制定過程における基本的な問題と申しますか、大変論議のあった事例を一つ申し上げますと、社会的差別の原因となり得る判例事務の取り扱いです。

この事務は、現在何の法的根拠もなく、ただ長い間の慣習で市町村で取り扱われています。本来この事務は国の事務であることははっきりしているわけですが、このような安易な取り扱いに対して、本市としては、先般全国的に開催された全国連合戸籍事務協議会において、

当市より国に対してこのあり方についての問題提起をさせていただいています。

したがって各自治体から本日御出席の方々は、お帰りになったらこの事務がどのように扱われているか、判例事務と言っても、犯罪という社会的差別に最もなり得る情報が安易に国と自治体の間で流れているという実態について、お帰りになったら御確認いただきたいと思います。

本市から、全国連合戸籍事務協議会に問題提起させていただいていますので、御確認できましたらひとつこの問題について取り組んでいただきたいと思います。

以上本当に簡単でございます。県の奥川さんの方とお話とも大分ダブる部分がありましたけれども、4月に条例施行されました約半年間、まだこれからいろんな問題がでるかと思っておりますけれども、いろいろとお知恵をおかりしまして、何とかスムーズに本市の条例が進むようにお願いしたいと思います。

実践報告 4

生活の場におけるプライバシー侵害

二宮町議会議員 石田 恵美子

私は、一住民として二宮に生活して、個人のプライバシーが侵害されているということを簡単にお話ししたいと思います。

現時点で見て、まず、選挙運動のときに私が実際に皆さんにはがきを出したくても御夫婦の名前がわからない場合があるし、各個人宅へ何っ

ても御主人の名前しか表札に出ていないのに、はがきがくるのは奥さんの名前が出ていたりします。私はその奥さん、女の方の支持が多いのですけど、実際に奥さんの名前を知ることがなかなか難しいんですね。実は、奥さんの名前は大変聞きにくくて、年賀状では御主人の名前と

御家族様へ出していたんですが、実際に力を持っている方は御夫婦の名前できたりするんです。

それから、ダイレクトメールです。例えば、七五三の子供がいたとしますと、デパートから着物や洋服の販売の件ですとか、入学式の子供がいますと制服の注文のはがき、それから進学塾のお知らせ等がくるので非常に不思議に思っていたんですが、実際に住民基本台帳の公開が行われていることをつい最近知ったんですね。それは住所と名前だけでなく生年月日まで公開されているということに対して非常に驚きを感じました。皆さん御存じだったでしょうか。

それからあと、私は新興住宅に住んでいるのですが、町が農道をつくるということで住民の反対運動が起こったときにびっくりしたのは、その町長の方で、反対運動をやっている住民の御主人の勤め先に電話しておどかしをかけたんですね。よくそんなことがわかったと思ったのですが、おどかしをかけたものですから、反対運動の方たちは奥様しか反対運動ができなかったということですよ。

それから、田舎のせいとか二宮町でも毎年警察官が来ますけれども、そのときに家族状況、勤務先、本籍地まで聞きにくるんですが、私は本籍地は書かないですね。昨日、友達と話していたら、拒否したら警察の方でおどかしにかかったというんですね。書かないなら何があっても知らないぞとおどかされたと言うんです。

それから、きのう茅ヶ崎で「子供と人権」というテーマで、弁護士さんからお話があった中で背筋が寒くなった話がありました。先ほど警察の方に、中学生、高校生の名簿が渡っているというお話があったんですが、その警察官が補導歴を実績としてあげるために補導もしていない事故を祭り上げて、例えば、だれだれが大通り公園でたばこを吸っていたという実績を上官

に出すんですね。

それがわかったのは、警察から本人の住宅に電話がかかってきて、おたくのだれだれ君がたばこを吸っていたそうですね、と言いましたならば、いや息子は北海道の方に行ってますのでそんなことはありませんということで、実際にわかったというんですね。もう非常に背筋が寒くなったんです。

以上、個人的にプライバシーが侵害されていることをお話しして終わりたいと思います。

質 疑 応 答

司 会 これから質問を受けていきたいと思っています。

最初に、藤沢市の図書館の片桐さんから、図書館の情報システムの問題で御報告をしたいというお話がありましたので、その件からまず受けたいと思います。

片 桐 先ほど藤沢市の鈴木さんから、詳しく藤沢市の条例についてお話がありました。藤沢市では、関係しまして藤沢市図書館におけるコンピュータ導入とプライバシー保護の問題に取り組みましたので、その経過を簡単に御報告したいと思います。

藤沢市総合市民図書館は2年ほど前にできました。20万冊から出発して最終的には35万冊になる予定です。それから市内を見ると3つの区画の市民図書館で42万冊、12の市民図書室で24万冊、自動車図書館で4万冊、計87万冊の図書及び資料を収集することになっています。これを単一のネットワークで、しかも迅速可能な状態に持って行くには今の約4倍近くの職員を要するわけです。したがって、従来のカード方式

ではなくてコンピュータでどうしてもやっていたらなければならないと考えました。

そういう意味において、コンピュータを導入する上で、先ほど御報告がありました藤沢市の市役所の取り組みや日本図書館協会における貸し出し業務へのコンピュータ導入に伴う個人情報の保護に関する基準を一部参考にしまして、これらについての職員の学習、視察調査を行ないました。こうした上で、図書館の3つの係から各2名ずつの職員を出して、館長を加えたプロジェクトチームをつくりまして、そこで図書館にコンピュータ導入する場合にどのような問題があるかという問題を基本に立ち返って討議しました。その討議した結果から出た問題をまたプロジェクトチームに持ち帰るという形で、藤沢市の図書館職員の中での論議をしました。

それからもう一つは、藤沢市の本庁でも電算室に行きまして、実務レベルでも共同論議を行いました。

それから3つ目は、職員労働組合と協議しまして、両者で小委員会をつくりました。

以上のような経過を踏まえまして、コンピュータ導入に当たって次のような基本方針を出しました。

第1は、市民のプライバシーの保護、2) システム運営の公開、3) 市民サービスの向上、4) 職員の労働条件の整備保護、といった基本方針を立てました。特にプライバシーの問題について簡単に申しますと、図書館は利用者の秘密を守るという日本図書館協会の基準の精神に基づいて、1番目は、利用者が本、資料を返却すると同時に貸し出し記録を自動的に消去するという方式をとりました。

2番目は、利用者コードは藤沢図書館独自のものを使うということです。したがって、これは本庁に入れているコンピュータとは全然違う

ものを入れました。3番目は、民間の計算センターのコンピュータは利用しないということを決めました。

それから4番目は、利用者に関する情報について確信できなければ他の機関、例えば県立図書館や国会図書館とオンラインで結ばないということもはっきり決めました。

こうした上に立ちまして、これまでの図書館利用を変えて、利用の秘密保護という表現をしました。それで第4条で、図書館は利用者の秘密が第3者に知れないような必要な措置を講じなければならないということを入れました。しかも、新しい総合市民図書館の正面入り口の利用者に最も目のつくところに、「図書館は市民のプライバシーを守る」というプレートを掲げて、そして利用者の秘密保護に関する図書館条例の用語も簡単に解説して出しました。

我々は、こうして図書館にコンピュータ導入を図りましたがけれども、この問題で特に感じたのは、市民のプライバシーの保護についての図書館の姿勢はもちろん重要だけれども、それにもまして重要なのは市民との合意だと考えました。そのために図書館がコンピュータ導入を考えているという計画、運用方針を事前に市民に開示しました。

もう一つは、そのために初期の段階からコンピュータシステムについての基本構想を小冊子にまとめて、これを図書館の窓口において自由に開示して、職員だけでなく利用者にも基本的な理解を得るようにしました。

それから「図書館便り」も、コンピュータの特集を組みまして、プライバシーの保護の問題とか、コンピュータ導入のメリット、デメリットなど詳しく整理して市民の理解を得るようにしました。

要するに、藤沢図書館におけるコンピュータ

についての我々の考え方は、コンピュータを初めとする新しい技術革新が不変の与件として我々の前にあるものではなくて、図書館は図書館環境の中でそれをどのように市民の、あるいは利用者のために使いこなしていくのかという立場に立っています。一口で言うならば、技術に対するシビリアンコントロールをどのように進めるかという基本的な立場に立っています。

以上簡単ですが、藤沢図書館で進めました現況を御報告します。(拍手)

公務員 私の職業は地方公務員ですが、職業はとりあえず今回は関係なく、一市民として住民票をのぞかれたことがある状況から、藤沢の方にお聞きしたいんですけれども、先ほど、のぞいた者の権利とのぞかれた者の権利とどちらを尊重していくか、そこら辺が難しいとおっしゃっていたのですけれども、私は過去最低2回はのぞかれたのがわかるんです。どういう例かと言いますと、子供が生まれて、その翌年だったか、女の子でしたら雛人形の案内状が年明けると同時に次から次とくるんですね。関東3、4県全域からほんとに数え切れないぐらいのダイレクトメールがきたんです。それは、たまたま子供の誕生というのは私にとってそんなに嫌な問題じゃなかったから、どうしてこんなにくるんだらうという不可思議なものであったけれども、そんなに嫌な思いはしなかった。

それより5年ぐらい前に父が亡くなったときに、香典返しの業者からすごくいっぱいダイレクトメールがきたんですね。そのときの感情というのが、肉親の死を商売にされるというか、公的な機関から情報を得てそういうものを送ってくるということで非常につらい思いをしたんですね。だから、そういうことをしていいかどうか、やはり個人の意思をいろいろ尊重してやっていただく方をお願いしたいと思います。

鈴木 今のお話ですけれども、確かに今の住民基本台帳法は、あくまでも人の戸籍、住居を証明するというのが目的で法律ができたようです。

いろいろな業者が住民票の台帳の写しを閲覧にくる。これは事実やっています。これは法律でもできることになっていますので、やっています。

ただ、藤沢市の場合は何人までという制限をかけてやっています。実際私が担当ではありませんのでよくわかりませんが、大体50人までの制約でやっているようです。

それと、この情報については一切他に利用しないという誓約書を取りながらやっているのは事実です。

したがって、すべて絶対に出ないかという、現在の法律からすると出る部分も相当あります。藤沢市の場合は一応50名という制約をかけながらも、学習塾とか本屋さんとかいろんな人がとりにきていることは事実です。

もう一つ、先ほど私がのぞいた、のぞかれたということ为例にあげましたけれども、住民票の写しの交付は、一人が一人のものを交付請求するわけです。これもだれでも、私がAという人の住民票の交付を申請した場合、法律上出さるのです。したがって、この人にも、Aという人の住民票の写しの交付をとったという一つのプライバシーがあるわけです。

それともう一つ、Aの方はとられたという、どこに行ってしまったかという行き先を確認する権利が藤沢市の条例にはできています。

したがって、ここでぶつかり合いが出てくるわけです。とるための行為は法律で認められている。私なら私の法的地位があるわけで、これをどう守るか。

それからもう一つ、Aという人、とられてし

まった方の人、これは完全に私から住所、氏名、年齢を覗かれているわけですが、この人については、鈴木なら鈴木がとっていった事実を確認する権利が藤沢市の条例にはあるわけです。開示請求権というのがあるわけです。こここのところのぶつかり合いをどうするか、どっちを優先するか。当然私どもの事務的判断、それから横浜市の場合などをみますと、藤沢市が個人情報保護条例を制定し積極的な権利を認めているわけですから、そっちの方を優先すべきとは思いますが、この判例はまだ日本には1件もありません。したがって、これからどうするか。横浜市の場合は、個人情報保護条例もありませんし、積極的な自己の情報を知る権利も横浜市民には認められていませんので、前の裁判の事例は例外として、藤沢市のように個人情報保護条例を制定し自己会事件を持つ市民の方だとしたらどうするか、これについては判例がありませんので、今慎重に検討しているところです。

井上 県の方にお聞きしたいのですが、個人が自分の情報を聞きただすというのがあります。自分の情報がどれだけストックされているのかということを知るときに一応情報公開の絡みと重ねて、たとえその人の情報であっても提供できないものがありますとちょっと言われたと思うのですが、何で自分の情報でそちらにストックされているものが100%見られないのかというところがちょっと引っかかったのでお願いします。

奥川 公文書公開制度の問題が一つあると思います。公文書公開制度は、県が持っているすべての情報について、県民の方から請求があればお見せするという制度です。

ただ、この場合でもすべて見せられるかというと、適用除外事項が7項目あります。その一つに個人情報があります。今の県の公開制度で

は、県が持っている自分に関する情報を見たいという県に請求されても、制度上は見る事ができない仕組みになっているわけです。と言いますのは、原則公開の公開制度でも個人情報については原則非公開にしています。ただ、個人情報でも例外的に見せられるものとして生命、身体等に危害を及ぼすものなどについて、ただし書きが3つあったと思います。それ以外は自分の情報でも県にあるものは見ようと思っても制度上は見れない形になっているわけです。

これは先ほどちょっと触れたプライバシーの権利の概念の問題とも関連があります。プライバシーの権利の概念については消極的な概念、積極的な概念ということが言われています。消極的な概念は、要するに、一人にしておいてもらいたい、他人にのぞかれないという概念であり、そういった意味から公開制度では個人情報とは原則非公開という形になっているわけです。

ところが積極的な概念では、自分の情報というものは自分でコントロールする、そのためにはどんなものを持っているか、まず知らなければいけない。知って見ることができなければいけないし、見て間違っていれば訂正することができなければいけない。こういった自分の情報の流れをコントロールする概念、いわゆる積極的な概念と言われているものについては、公開制度のときにもいろいろ議論がありましたが、その当時は公開条例の中に盛り込まないで課題として残されました。今度個人情報保護制度をつくる中でそれを柱の一つとしていこうとしているわけです。

ですから、今度の個人情報保護条例では、AさんがBさんのものを請求しても開示されない、見ることができない。AさんはAさんの情報しか見れないという形になるわけです。そういう

意味では、公開制度で足りない分を個人情報保護制度で補っていかうという形になろうかと思えます。

奥津 3点ほど質問があります。1つは馬場さんにお伺いしたいのですが、先ほどアメリカの個人情報の処理の実態をお話いただきましたが、そういった実態に対して、市民がプライバシーを守れということと一体どういうことをやっているのかをお聞きしたいと思います。

2点目は、これは藤沢市の方になると思いますが、国の法案を見ますと、各省庁の持っている個人情報を公示しますと、その公示するファイルについてのみ自分が見る権利を与えられるというシステムになっています。藤沢市の条例を見ますと、1つは、個人情報の取り扱いに係る業務の登録ということで、第7条にそのような業務の登録を行うというのが書いてあり、12条を見ると、登録業務に係る自己の個人情報の記録の開示を請求することができるというわけですが、全然登録していない業務に個人情報があるのか。また、もし個人情報があるならば、それを見る権利がこの条例で保証されていないのか。

例えば、住民団体が意見書とか要望を出したりしますね。それも意味で個人情報になると思いますが。例えば、道路については全く個人情報を扱うことがないから登録されないということになったら、あのとき何て書いたかな、ということでもう一度見直すことがこの制度でできるのかどうかをお伺いしたいと思います。

3点目は、今の段階でこういうことを聞くのは余りよくないのですが、先ほど石田さんの話で、警察が補導の実績を上げたいので個人情報をいろいろ操作しているという話がありました。そんなものはもうとんでもないという話で、ぜひそういったのは規制をしていただきたいわけ

です。

例えば、神奈川県の情報公開条例を初めとして都道府県の情報公開条例を見ますと、公安委員会が除外されています。今回神奈川県が制度化するときにも当然公安委員会、要するに警察の扱いが問題になってくると思いますが、そこでお伺いしたいのは、これまでの骨子をつくる段階で警察関係がどういった形で関与していたのかということと、これから公安関係の方に向けて審議するそうですが、取り組みのスケジュールを見ますと、それと同時に個人情報保護推進委員会というのがあり、そこに警察関係の方が関与する可能性があるのかどうか。

最後に、県として警察が持っている個人情報についてどういう態度をとりたいと思っているのかという点についてです。

馬場 アメリカ市民がどういうぐあいにプライバシーを守っているかという御質問ですが、アメリカでは、例えば、秦野さんのようなプライバシーの民間闘士、私が本に書きましたスミスさんのような人が、自分の一生というものをプライバシー保護のために捧げている。この方は法律の専攻の方で、法律的な面や社会面からプライバシー問題を集めて、それで「プライバシージャーナル」という月刊雑誌を発行しています。そんなに厚いものではありませんが、そこに投書欄もあります。アメリカの全州でプライバシー関係のいろんな問題があると、それを紙面に載せて、今プライバシーについてはこうなっている、ああなっている、どうしたらいいという記事もあります。それから、最初の第1ページには過去1カ月間の一番プライバシーに関する重要な事例、それが州、連邦政府でどうなっているか。終わりの方には、プライバシー関係でどういう集会があるとか、どういう本が出たとか、そういうものが出ています。

そういうものを読む連中がいわゆる草の根になるわけです。いろんな問題で啓蒙されて、それが広まっていく。大体運動としましては、アメリカではそういう民間闘士と同列と言いますか、いわゆる法律専門家が作るACLU（アメリカ自由人権協会）というのがあります。アメリカは御承知のように、年々誕生する弁護士の数か日本の全弁護士の数ぐらいいです。ということは、大変競争の激しいところで、それで弁護士になる方も、将来政治家になる方が多いので、若いときにはいろいろな経験を積むということもあると思いますが、そういう安い給料の自由人権協会などで、いろんな勉強の意味もあり人権運動をやる。各専門家が人権デモを、例えば消費者とか、あるいは医療関係とか、あるいは州法とか、そういうものに分かれて、若い弁護士さんたちが一生懸命州議会に圧力をかけたりするわけです。

一方、例えば私はこれこれで就職ができなかったという、そういうところに駆け込んでくるわけです。そういう人たちをこの弁護士たちが全部の問題を調べて分析して、その人の応援をして、できるだけそれを裁判にまで持ち込んで、無料奉仕で大いにそういう人たちの人権を守るためにやっているわけです。

自由人権協会のお金というのは、寄付によって賄われています。アメリカにはファンドレイザーという寄付集めの専門家がいて、大変な高給取りです。この人たちを雇ってお金を一生懸命集めてもらい、それで各自は自分の専攻の法律分野で大いにみんなのお役に立つということになります。

それからもう一つは、アメリカは議員たちを自分の議員だと思っているので、何か自分の気に入らない、あるいは日本で起こっているような人権問題があったら議員に手紙に書くんです

ね。議員さん、こういうことはけしからんと、何とかしろとハッパをかけるんです。ハッパをかけられると議員たちは、議会でそういうものを反映させないと次の選挙で当選させてもらえないのでみんな必死です。ちょっと話は別ですが、東芝のラジオカセットをたたき壊す議員はみんな選挙民からおしりをひっぱたかれていますね。ですから、ああいうパフォーマンスをやらざるを得ない。

だから、そういうものを全部ひっくめて、アメリカのプライバシー保護というのが進んでいくというのが基本的な点です。

鈴木 2点の登録業務と権利行使の関係ですけれども、本市の条例は、市が個人情報を取り扱う場合、必ず登録しなければ取り扱ってはならないという原則があります。したがって、登録されている991の業務について言いましたが、これは3月31日までに準備した作業のうち既に市が個人情報を取り扱っている業務の数です。それで4月1日に991業務の公表をしたわけです。

したがって、先ほど申しました要望等の例、例えば、奥津さんが道路の要望を出すのであれば、要望という事項でもう業務が登録されていますので、市民の皆さんから要望されたときには、こういうようにやって、どこで受けて、どこの課に回して、どこで受理するかということは、登録業務として登録されています。

ただ、これもいろいろ問題がありますが、どこまでを業務の目的とするかということで非常に難しいところがありますが、一応業務単位に登録されています。したがって、991業務以外の新しい問題で奥津さんが藤沢市に仕事を持ち込まれたとすれば、これは新たに登録しなくてはその課は取り扱ってはならないとなっているのが、この条例の趣旨です。

奥川 ちょっと答えにくいところがありま

すが、御質問の方はよくおわかりだろうと思います。県の公文書公開条例はあのような形でできていて、実施機関という形で条文があります。皆さん御存じのとおり、県と一口に言いまして、知事をキャップとするいわゆる知事部局、それ以外に教育委員会のもとにある教育庁、それから議会、それと同じように公安委員会のもとに警察があると形であるわけで、それぞれが実施機関になるかどうかというのはそれぞれの執行機関の判断になろうかと思えます。

パンフレットのスケジュール表をごらんいただきたいと思います。私どもはこの制度を進めていくにあたり、63年度に個人情報準備委員会を設置した時点から県知事をキャップに部局長で構成しておりまして、この公表した骨子案はあくまでも知事部局だけで検討した案です。

この準備委員会は、そういった意味では知事部局の部局長で構成したもので、この準備委員会には他の執行機関の部長さん方が、オブザーバーという形で参画していますので、制度の内容については承知しています。それを推進委員会という形で名称を変えた形のもを近く発足させようかと思っています。

ですから、現在この骨子案は、あくまでも知事部局対応での検討結果という形ですので、今後県民参加という手続を踏む過程と並行して、他の執行機関からいろいろ問題提起や意見が出てくると思っています。

それから小冊子の12ページに、実施機関の範囲ということてこういう表現を使っているわけです。個人情報の取り扱いに伴う個人の権利、利益の保護を確実なものとするために、県の多くの機関がこの制度の実施機関になることが望ましい、という形で1項目入れています。

鈴村 公安の問題ですが、私はこの2、3年前から反原発の運動を始めましたが、これは

盗聴されているのではないかという思いにかられたことがありました。証拠というものはないんです。ただ、たまたま次の日が大事な日であったわけですが、電話がある時間からずっとジリジリ、ジリジリ鳴っているのです。私がこれを仲間うちの何人かに聞いたら、おまえ、もうそんなのは当たり前だよ、と言われました。今さらそんな驚いてはだめだ、驚く方がおかしい、と僕は言われました。

それが本当かどうかわからないんですけども、もしそうだとすると私には大変な驚きでした。それとその後、今でもそうですけれども、本当に大事な個人の名前を明かすような伝達はやめるように心がけているんです。万が一ということを考えて、いつの間にか、証拠がないにもかかわらず自分自身を制限し始めている、これは一体どういうことなのかということすごく感じています。

秦野 盗聴の問題は、私がヨーロッパに参りましたとき、かなり早い段階からあちらでは非常にプライバシーに関連して強く主張されていたのですね。その頃余り日本ではそういうものがなかったのですが、最近しばしば、この前の神奈川県警のものもそうです。それから最近新聞に出ました共産党の関係でもそうですけれども、私自身も実は交換機を通して非常に音量が下がるときがあるんです。それはもう明らかに私たちがわかるんです。ではだれが盗聴しているのかとなりますと、非常に難しく、ただ、これから日本でもいろいろ出てくだろうと私たちも気にしています。ですから、私たちは自分たちが案を出すときには、必ず安全確保のところに盗聴という文字を入れて、これをやっていかなければいけないだろう。

それから、これが電話だけでなく、ファックスや電子メールもありますから。最近ですと、

電子掲示板、パソコン通信、それからファミコン通信も出ていますので、これからの問題は、従来の通信の秘密だけでは守り切れないものがあるだろうということで、私たちも遅ればせながら検討していかなければいけないという段階です。

田中 秦野先生と千葉先生にお伺いしたいと思っているんですけど、先ほど藤沢の報告の中で一部情報開示の問題も出ました。いろいろ法律の中で、住民基本台帳法もちろんそうですし、例えば、登記所に置かれている登記簿、それから自動車登録原簿とか、さまざまな法律の中でだれがきても公開するという原則のものかなりあるわけですね。恐らく一般市民の方はそういう制度になっているということを知らないと思うんです。

私も仕事柄そういう苦情を受けるわけですね。御説明しますと、あ、そういう仕組みだったのかということで、法律の問題とプライバシー保護の問題というのは非常に結びつきが強いのではなかろうかと思っているんです。そういう意味では昨年、住民基本台帳法が一部改正されましたけれども、これとても使用目的さえ明らかにすればだれでもとれるという、いわゆる公開原則の精神は貫かれているわけですね。ここら辺を今後どのように考えていったらいいのか。当然いずれ法律改正ということにならざるを得ない状況になってくるんだろうと思っているんですけども、そこら辺の考え方を、お伺いできればと思っています。

秦野 私たちがプライバシーの問題をやりまして、私も先ほどの方と同じように十数年前に、企業が使っているということで非常にショックを受けました。これはいまだに頭から離れないのですけれども、日本の場合には公簿公開の原則というのがありまして、その公簿というの

が非常におかしいんですけども、住民台帳、戸籍、所得の登記簿、それから今は多額納税者というのは、かなりの方が多額納税者の方に今の法律だとして、公開される。ところが、そういうものは国民というか住民の側の情報は公開されるんですけども、行政側は全部行政の秘密でもって非公開ですね。

今度この法案が出たときに私たちが非常に問題にしたのは、住民基本台帳もそうですけれども、管理主義の中で国民を徹底的に管理してきたという、明治以来の慣習の中でその法制度ができていて、行政側のことは出さないようにして住民のことは全部公開する。しかも公開されているものは、本人よりも第3者の方が利用が多いということが非常に問題です。ですから、もし基本的人権を守るという立場ですと、日本の法制度というのは現在そうになっていないのです。そのために全部矛盾が出てくるわけです。

今回の法律は、その辺のところを全然伏せたまま法律をつくらうとするものですから、結局非常に無理なところがあって、国の法律がそうなのに自治体の側だけでそれを非公開にすると言ったり公開しないというのはなかなか難しいのははっきりしている。私たちの立場としては、やはり基本的人権は何ものにもかえがたいものであり、国家権力であってもこれは侵すべからざるものであるという立場に立てば、日本の法制度は全部洗い直して、考え方としては法律を改正して基本的にそういうものは非公開する立場に立っていきませんか、やはりこの矛盾はずっとついて回るのではないかと思っています。

全部ひっくるめて言えない部分もあろうと思うんです。一つは、戸籍あるいは住民基本台帳というものと、いわゆる登記というものが同列に考えられるだろうかというのはちょっと私

もう一度考えてみなければいけないところだと思います。

戸籍あるいは住民台帳の問題については、これまでも随分これによるいろいろなプライバシー侵害が起きまして、戸籍簿についてはある程度の規制がつくられてきました。今だれでも他人の戸籍はとれないということになったんです。住民基本台帳の方は、住民票をとれるということで、この中には名前、住所のみならず、例えば子供であるとか、あるいは最近問題になっていますけれども、嫡出子、非嫡出子の違いとか、そういう問題もかなり明らかになっていくということで、これはプライバシーにかかわる問題ではなからうかと思えます。今後、住民基本台帳法の問題もいずれ法改正なり規制の問題が出てくるのではないのでしょうか。

ただ、登記の問題になりますと、個人の財産関係ということもある反面、取引の保護ということもありまして、その土地なり家屋がどういう権利状況にあって、やっぱり担保がついているのかいないのか、これを買ったらあとからぶんどられてしまうと、ほかの権利が欠けていたとかいう、こういう取引保護という面がありますので、これはむしろ他人が見ることを前提とした公簿という側面もある。見せることを前提にした帳簿だということも言えるのではないかと思うんですね。そういう意味では、いわゆる個人のプライバシーを保護するという問題だけでは解決できない部分があるのではないかと思います。

登記をコンピュータ処理する時代になってまいりまして、つい先日、そういう法案の中でも登記簿のプライバシー、あるいは取引保護、どちらが優先するか優先しないかという論議がなされたんですけれども、原則としては、見せることが前提である帳簿ではないかという気が今

のところしているんですけども、その辺はいかがでしょうか。

大石 私は地方公務員の国籍条項撤廃の問題を考えています。この間聞いた話ですが、実際いま関西の都市や東京の多摩の都市なんかでどんどん国籍条項が撤廃されてきているんですけど、実際は採用の問題になってくると思うんですが、この間関西の先生が言っていました、撤廃はしたけれども実際に採用されないという問題があって、要はベールの影に隠れてしまっているという問題があると思うんです。

現在も、恐らく自分の成績はわからないと思って、幾ら自分ができても落とされてしまうという場合があったときには、本人にしてみれば教われない嫌な思いをせざるを得ないと思うんです。

たまたま私の知っている友人で、4年間、公務員をやめて教員の採用試験を受けて頑張ってきた人が幾ら受けても受からない。成績が非常によかったというのがある資料を見てわかったわけですけど、それは自分が4年間費してから初めてわかったという苦い歴史があるんです。

これから教員採用試験の問題だとか、公務員採用の問題だとかありますけれども、そういう場合は個人が自分の成績に関する部分は知ることができるようになるのか、その辺のことをちょっと教えていただきたいと思えます。

これは県の方でも行政の方でもいいんですけども。

石田 今回の国の個人情報保護法の場合は、開示請求から教育のところは適用除外されているんですね。それについては、むしろ自分でどんな成績であったのかをはっきりすることによって、成績の基準であるのか、それともほかの全く無関係な差別ではないかということもわかる場合があるのではないかと思うんですけれど

も、今回はそれが適用除外になっておりまして、そこについてどんな説明を国が加えているかということをおまじょっと御紹介して、参考にしていただきたいと思います。これは教育ということで話しますけれども、教育の問題につきましては、いわゆる学校における成績の評価、あるいは入学者の選抜に関するもの、その成績の評価と言いますのは、例えば、先生が一番よく御存じだと思いますけれども、試験の結果、採点で何点という客観的なことで出てくるような成績はそれほど問題ないとして、学校の教育現場におきましては、一般的に成績の評価というのは先生の教育方針なり方法なり、そういうものを総合的に判断をする場面が多い。そういう意味では、基本的に先生と生徒たちとの間の信頼関係を基礎にして成績の評価が行われるわけですが、この成績の評価を、例えば、開示請求ということとことん裁判にまで持ち込んで争って開示させるということは、教育の目的なり、あるいは今申し上げましたように教育の信頼関係という面から見て、果たして本当に適当なことであるのであろうか、そのような問題も実はあるわけです。

ということで、説明になっているのかわからないような内容で、学校の成績などについては開示しないという適用除外になっています。多分これと同じような理由づけというのが選抜ということにもある程度幅広く類推できるのではないかと思うんです。ですから、その部分を開

示させるということは今の法律の中ではかなり難しいのではないのでしょうか。そんな感じがいたします。ただ、それを伏せておくのがいいかどうか、これは私たちが考えていかなければいけないことだというふうに思います。

司会 ほかにないようでしたら、時間がかかり超過していますので、きょうの個人情報を考える集いにつきましては、これで終了していきたいと思います。

きょうは長時間、6人の方のお話を伺うということで非常に盛りだくさんでした。そういう中でいろんなことを私たちは学ぶことができました。特に、アメリカにおける問題、日本における問題について馬場さん、秦野さんからお話があったわけですが、その中でも草の根レベルの市民運動というものがいかに重要であるのかというお話があったと思います。

昨日、個人情報保護法案が衆議院で可決されて、これから参議院を通過して法律になるわけですが、5年を経ますと見直しがされるわけですから、こういう集いを地域レベルで持ちながら、これからの私たちの運動というものを考えていきたいと思います。

きょうは本当にどうもうもありがとうございました。(拍手)

(本稿は、88年11月19日のシンポジウム『いま、プライバシーが危ない！—私たちの個人情報保護を考える集い—』での報告・討論を編集収録しました。文責は編集者にあります。)

＜資料1.＞ 行政機関の保有する電子計算機処理に係る

個人情報保護に関する法律案に対する附帯決議

政府は、行政機関における情報化の進展にかんがみ、電子計算機処理に係る個人情報の保護の一層の充実を図るため、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

1. 総務庁は、高度情報化の進展に伴うOA機器の多様化、性能向上、急速な普及に対応して、適宜に電子計算機処理の範囲について見直しを行うこと。また、マニュアル処理に係る個人情報の保護についても別途検討すること。

1. 思想、信条、宗教、病気及び健康状態、犯罪の容疑、判決及び刑の執行、社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報の収集・保有に当たっては、ファイル保有目的を厳密に特定するとともに、可能な限り法律その他の法令等によって収集根拠を明確にし、その利用・提供・安全確保に特段の配慮を加えることによって、個人の権利・利益を損なうことのないよう万全を期すこと。

1. 行政機関は、個人情報収集に際して、収集目的、収集の根拠、収集に応ずる義務の有無等をできるかぎり明らかにすること。

また、行政機関は、法律の定める事務の遂行に必要な限度で、かつ、収集することに相当の理由がある場合を除き、みだりに第三者から個人情報を収集することのないよう努めること。

1. 総務庁は、行政機関が個人情報ファイルを利用及び提供するに当たっては、そのファイルが使用に供される事務の目的を達成するため必要な限度において利用、提供し、処理情報の本人等の利益を不当に侵害する利用、提供が行われないよう、明確な基準を設定すること。

また、個人情報ファイルの保有機関は、目的外利用、提供先等については、その利用、提供状況の記録を保管するよう努めること。

1. 総務庁は、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知の適用除外となるファイル、及び個人情報ファイル簿に掲載されない個人情報ファイルのファイル数、記録範囲、適用除外の根拠等を可能な限りの確に把握し、みだ

りにその範囲が拡大されることのないよう、必要な措置を講ずること。

1. 特殊法人については、保有する個人情報ファイル数、データ量が多いことにかんがみ、早急に必要な措置を講ずるよう指導すること。

1. 開示請求権が認められない教育、医療関係の個人情報に関して、情報の性質上その開示については特別の配慮の必要性を踏まえつつ、国民の意識の変化に対応した制度の在り方について、別途検討すること。

1. 個人情報の安全性確保、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知、個人情報ファイル簿作成、処理情報の利用及び提供、処理情報の開示等に関して、政府部内の統一性・斉性を維持し、規制等の実効性を確保するために、総務庁は可能な限り明確なガイドラインを作成すること。

また、個人情報の収集、保有、利用、提供により個人の権利利益を不当に損なうことのないよう、総務庁は保有機関による本法運用の実態を調査等によって十分把握し、所要の実効ある措置を講ずるよう努めること。

1. 情報化社会の進展に伴う各般の影響等を踏まえつつ個人情報保護の推進を図るため、学識経験者等により保護法施行に関する基本的な事項等を調査・審議する場を設けること。

1. 政府は、総合調整機能の充実を図り、本法の趣旨及び運用実態等の国民への周知のため、毎年後、報告書を作成し、個人情報保護に対する国民の意識向上と参加を促進して、本法の実効性の確保を期すること。

1. 個人情報保護対策は、国の行政機関等の公的部門のみならず、民間部門にも必要な共通課題となっている現状にかんがみ、政府は早急に検討を進めること。

1. 我が国の高度情報化、国民の自己情報に関する意識、行政情報の保有・利用の在り方等、状況の急激な変化にかんがみ、5年以内に本法の必要な見直しを行うこと。

＜資料2.＞ 個人情報保護の制度化に向けて

はじめに

近年、情報処理技術や通信技術は、飛躍的な進歩をとげ、社会の情報化の進展は驚くほどの速さで進んできており、情報処理技術や通信技術の進歩・普及は、データの大量、迅速な処理と流通を可能にし、これとともに情報の経済財化もますます高まってきています。

この結果、自己に関する情報が、本人の知らないうちに収集・保管・利用され、そのため他人に知られたくない個人情報知られてしまうということなど個人の権利利益の侵害のおそれが拡大してきています。

このため、個人が自己の情報の所在を確認し、その取扱いについて何らかのコントロールができるような新しい社会的ルールが必要であり、地方自治体としても個人情報の取扱いに伴う権利利益の侵害を防止し、住民の不安感に対応するために、個人情報保護を目的とした施策を具体化し、調和のとれた情報化社会の進展を図る必要があります。

また、個人情報保護の問題は、本県の情報公開制度の制度化過程からの課題でもあります。

こうしたことから、昭和63年3月、副知事、部長等で構成する神奈川県個人情報保護準備委員会（委員長は宮森副知事）を設置して、個人情報保護制度について全庁的な検討を進め、同年9月に知事部局における個人情報保護制度の基本的な考え方について、「神奈川県個人情報保護制度の骨子案」として取りまとめ、今後の制度づくりのための検討素材として策定、公表いたしました。

本骨子案の特色は、制度の対象を県保有の個人情報だけでなく民間保有の個人情報も対象としていること、県保有の個人情報については、電子計算機処理に係るものだけでなく手作業処理（マニュアル処理）に係るものをも対象としていること及び思想、信条、宗教等に関する個人情報の取扱いについては原則禁止をうたっていることなどです。

なお、個人情報保護制度は、できるだけ多くの県機関によって実施されることが望ましいので、他の県機関においても、その実施の方法及び可能性について早急に検討されることが望まれます。

今後はこの骨子案を基に、県における個人情報保護制度が、県民各層並びに職員との理解と積極的な参加によって、より良い制度として実現されるよう更に検討していきたいと考えています。

昭和63年10月

権利を侵害しないために個人情報の保護制度を整備して、県民の十分な理解を得ることが基礎的条件として必要である。

- ③ 個人情報の大量、高速な利用が可能になった時代において、その利用に関する社会的ルールがほとんど存在しないことから、民間事業者が行う個人情報の取扱いに関しても個人の権利利益が侵害される現実的可能性がある。

このような状況のもとで、民間部門の個人情報の処理について問題が生じないよう適切な対策を講じる必要があるが、情報は容易にかつ大量に、広域的に流通し得る性質を持っていることから、民間部門の個人情報保護について、一地方自治体を取り得る対策には地域的な限界があり、国における対策が必要であるといえる。

しかし、情報化社会の中で事業者の情報活用は複雑化しており、法規制だけではすべての問題が解決するとは思えない。

事業者自らが、個人情報の保護の必要性を認識して、個人情報保護に取り組むよう、効果的な施策を工夫することによってはじめて、より現実的で実効のある結果を期待できることになる。

県民の福祉を増進する責務を有する県としては、このような観点から民間部門の自主的な対応を促進する方策を多角的に検討し、諸施策を実施する必要がある。

県保有の個人情報
と
民間保有の個人情報
です。



I 神奈川県個人情報保護制度の骨子案

第1章 神奈川県が個人情報保護に取り組む基本的考え方

1 個人情報保護の必要性

- (1) 社会生活上、個人はその者に関する様々な情報によって認識され、評価されている。その意味では、個人情報は個人そのものであって、個人情報の取扱いは、個人の権利利益に直接影響を及ぼし得るものであり、ときとして個人の尊厳に係る問題を生じさせる。したがって、個人情報を取り扱う者は、個人の権利利益を侵害することがないよう、当然、個人情報を保護する責務を伴うものと考えなければならない。
- (2) 近年、情報処理技術、通信技術の進歩を背景として大量の個人情報が蓄積、利用されるようになってきた。このことは、社会に利便をもたらす反面、誤った個人情報の利用や収集したときの事情を無視した利用等の不適正な個人情報の取扱いによる個人の権利利益の侵害のおそれを拡大している。

また、各種の意識調査の結果を見ると、住民の間に個人情報の取扱いに対する不安感が増大していることが認められる。

このような状況にかんがみれば、地方自治体としても、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止し、住民の不安感に対応するために、個人情報保護を目的とした施策を具体化し、いわゆる情報化社会の調和のとれた進展の基礎的条件を整備する必要がある。

2 神奈川県制度化の基本的考え方

- (1) 個人は、自己に関する情報がみだりに他人に知られたりしないよう保護されるという消極的な権利だけでなく、個人情報の管理者に自己に関する情報の所在や内容を確認し、誤りがあるときに訂正させるといった積極的な権利を有するという前提として、個人情報の取扱いに伴い生じ得る個人の様々な権利利益の侵害を防止する制度が必要である。
- (2) 地方自治体においても、行政の効率化、行政サービスの向上という観点から、情報技術を有効に活用し、その情報利用の高度化を積極的に推進していくことが要請されている。しかし、そのような要請から本県が情報利用の高度化を推進する場合においても、その個人情報の取扱いによって個人の権利

第2章 個人情報保護制度の形式等

1 制度化の形式

個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害を防止し、県民に自己の個人情報に対する開示請求等の権利を法的に保障する必要があるとともに、一層公正で開かれた県政の実現を図る上で県政運営の基本となる制度であることから、県民の代表で構成される議会の議決を経る条例により制度化する。

2 制度の対象とする情報

個人情報の保護対策は、自然人固有の人格的利益の保護を中心として講じられるべきものであることから、自然人に関する情報を制度の対象とし、法人その他の団体に関する情報はこの制度の対象とはしない。

また、個人情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものとし、個人情報の種類や内容によって限定せず、すべての個人情報を保護の対象とする。そして、基本的には個人情報の処理形態のいかんを問わず保護の対象とする。

電子計算機処理に係るもの
だけでなく
手作業処理に係るもの
をも対象としていきます。



第3章 県保有個人情報の保護制度

1 思想、信条、宗教等に関する個人情報の取扱いの原則禁止

思想、信条、宗教等に関する個人情報は、一般に個人の人格に深くかかわる情報であり、また通常行政機関が保有すべきでない情報と考えられるので、実施機関は、法令の規定に基づく場合又は附属機関の意見を聴いて正当な行政執行のために必要と認めた場合を除き、次に掲げる事項に係る個人情報を取り扱ってはならないこととする。

- (1) 個人の思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因になると認められる事実に関する事項

2 個人情報を取り扱う事務の登録制度

(1) 登録制度の趣旨

個人が自己に関する情報の所在や内容を確認し、自己に関する情報について積極的に関与するためには、その前提要件として、個人情報の収集、保管、利用等の状況が容易に知り得るように措置されていなければならない。

実施機関における個人情報の適正な収集、保管、利用等を一般に明らかにするために、個人情報の収集を開始する前に、個人情報を取り扱う事務に関し、その名称、目的、主管室課所名、対象者の類型、利用の方法、個人情報の項目名等の事項を当該実施機関が備える登録簿に登録し、その内容を県民に公示するという制度を設ける。

(2) 登録対象事務

登録の対象とする事務は、個人情報を取り扱う事務であって、個人情報を検索できる形で記録された物を使用するものとする。

(3) 登録簿の縦覧と公表

登録簿は県民の縦覧に供し、登録内容の概要は実施機関が定める方法により公表する。

(4) 附属機関への報告

登録内容は、附属機関に報告することとし、附属機関は登録に関し意見を述べることができることとする。

(2) 個人情報を取り扱う職員等の義務

実施機関の職員又は職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないとの義務を課する。

(3) 不要となった個人情報の確実な廃棄

保存期間を経過した個人情報の記録又は不要となった個人情報の記録は、確実な方法で、速やかに廃棄しなければならないこととする。

(4) 電子計算機処理に係る個人情報の安全対策（セキュリティ対策）

個人情報保護の観点から電子計算機処理に係る個人情報の安全対策（セキュリティ対策）を全般的に見直し、規程を整備することとする。

5 利用及び提供の制限

(1) 収集時の利用目的以外の目的のための利用又は提供の禁止

実施機関は、収集のときの利用目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならないこととする。

適用除外事項としては、次のような事項が考えられる。

- ① 法令の規定に基づき利用し、又は提供するとき。
- ② 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- ③ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があるとき。
- ④ 実施機関があらかじめ附属機関の意見を聴いて必要があると認めた利用又は提供に該当するとき。

なお、③及び④の理由で収集したときの利用目的以外の目的に利用し、又は提供した場合は、その旨を本人に通知することとする。ただし、附属機関の意見を聴いて、適当であると認める場合は、本人に対する通知を省略することができる。

(2) オンライン結合の基準

オンライン結合（個人情報に係る情報システムをオンラインで当該実施機関以外の者と結合することをいう。以下同じ。）に関する基準を定め、オンライン結合を行うとする場合には、当該基準を満たさなければならないこ

3 収集に関する制限

(1) 収集開始前の目的明確化等

実施機関は、個人情報の収集を開始する場合には、所掌事務の範囲内において利用目的をあらかじめ明確化し、当該利用目的の達成のために必要最小限の範囲に限定し、適法かつ公正な手段によって収集しなければならないこととする。

(2) 本人から直接収集の原則

収集するときは、本人から直接収集しなければならないこととする。

適用除外事項としては、次のような事項が考えられる。

- ① 法令の規定に基づく収集であるとき。
- ② 本人の同意があるとき。
- ③ 出版、報道等により、公にされたものから収集するとき。
- ④ この制度により、既に、収集したときの利用目的以外の目的のために提供することを認められているものについて収集するとき。
- ⑤ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があるとき。
- ⑥ ①から⑤までに掲げる場合のほか、実施機関があらかじめ附属機関の意見を聴いて、ア又はイに該当すると認めるとき。
ア 本人から収集することにより、事務事業の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがある場合
イ その他本人以外の者から収集することに特別な理由がある場合
なお、⑤及び⑥の理由で本人以外の者から収集した場合は、その旨を本人に通知することとする。ただし、附属機関の意見を聴いて、適当であると認める場合は、本人に対する通知を省略することができる。

4 管理、安全保障の措置

(1) 個人情報管理責任者の設置

個人情報の正確性や安全管理を確保するために、各室課ごとに個人情報管理責任者を置く。個人情報管理責任者は、その所掌する個人情報について、正確性の確保及び漏えい、き損、滅失等の防止を図る。

ととする。基準を満たしているかどうかについては、附属機関の意見を聴くこととする。

6 情報主体である個人の権利

(1) 自己情報の開示請求権

個人情報の保護の観点からは、個人が自己に関する情報の所在と内容を知り得る手段が保障されていることが最も重要な措置と考えられるので、個人に実施機関が保有している自己情報の開示を請求することができる権利を条例で保障する。

しかし、個人情報の中には、公共の利益又は第三者の利益との調整を図るという観点から、本人であってもそれを開示することが適当でないものもあり得るので、自己情報の開示請求に対して開示しないことができる情報を規定する。

ア 適用除外事項としては、次のような事項が考えられる。

- ① 法令の定めるところにより、明らかに本人に開示することができないとされているとき。
- ② 第三者の個人情報を含む情報であって、本人に開示することにより、当該第三者の正当な利益を侵すことになるとき。
- ③ 個人の指導、診断、評価、選考等に関する情報であって、本人に開示することにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- ④ 県の機関内部若しくは機関相互又は県の機関と国若しくは他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関との間における審議、検討、調査研究等に関する情報であって、本人に開示することにより、当該審議、検討、調査研究等に著しい支障が生ずるおそれのあるとき。
- ⑤ 県の機関又は国等の機関が行う取締り、調査、交渉、争訟その他の事務事業に関する情報であって、本人に開示することにより、当該事務事業の目的を失わせ、又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとき。
- ⑥ 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）に関する情報であ

て、本人に開示することにより、当該法人等が有する競争上の正当な利益を侵すことになるとき。

- ⑦ 国等の機関からの協議又は依頼に基づいて作成し、又は取得した情報であって、本人に開示することにより、国等との協力関係を著しく害するおそれがあるとき。
- ⑧ 犯罪の予防、犯罪の捜査、個人の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全の確保のため、本人に開示しないことが必要と認められるとき。
- イ 開示しないことができる情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示の趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、開示しないことができる情報が記録されている部分を除いて開示することとする。
- また、開示の請求を拒む場合で、開示することができない理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を明らかにすることとする。

(2) 自己情報の訂正請求権

実施機関が誤った個人情報を利用し、又は提供した場合には、適正な行政執行を誤るおそれがあるとともに、個人の権利利益を侵害するおそれも高いと考えられるので、実施機関の保有する個人情報について事実と誤りがあった場合には本人がその訂正を請求することができる権利を条例で保障する。

(3) 請求の手続等

ア 開示、訂正の請求対象となる個人情報の所在を実施機関が確認できる程度に個人情報特定して、書面で請求することを原則とする。また、訂正請求の場合は、誤りがあるとする箇所及び訂正の内容を明記して、訂正の内容が正確であることを疎明する書面を添付することとする。

イ 本人であることを確認する方法を明確にする。

ウ 請求に伴う費用については、自己情報の開示請求権の保障は知る権利の保障の意義をも有するものであり、また個人情報に事実の誤りがあった場合に訂正することは、県の本来的な責務に基づくものと考えられるので、請求に伴う手数料は徴収しない。なお、開示請求に伴う写しの交付に要する実費は請求者の負担とする。

(4) 不服申立てにおける附属機関の審議

自己情報の開示請求又は訂正請求に対する処分について行政不服審査法に基づき不服申立てがあった場合には、附属機関の意見を聴いて決定することとする。

7 自己情報の取扱い是正に関する申出制度

(1) 申出制度の趣旨

この制度の実効性を担保するため、自己情報の取扱いについて、実施機関がこの制度の定める義務に違反しているか、又はこの制度の趣旨に反した取扱いを行っていると考えられる個人は、当該実施機関に対して、当該取扱いの是正（中止、削除等）を申し出ることができることとする。

(2) 申出を受けた実施機関の義務

是正の申出を受けた実施機関は、当該申出に係る必要な調査を行い、一定期間内には是正の有無及び是正の方法等申出に対する回答を文書で行うこととする。

(3) 申出処理に関する附属機関の意見

判断の客観性、公正性を担保するために、実施機関は、是正の必要性、是正の方法等について、附属機関の意見を聴くこととする。そして、実施機関が附属機関の意見と異なる処理をしたときには、当該申出の処理の経過を、附属機関の意見を付して公表することとする。

8 運用状況の公表

個人情報保護制度の運用状況を県民に明らかにするために、自己情報の開示請求等の事例、当該請求等に対して実施機関がとった措置、附属機関の意見の内容等を毎年公表する。

9 委託に関する措置

実施機関が個人情報の処理等を実施機関以外の者に委託する場合には、受託者がとるべき個人情報保護のための措置を契約上明らかにし、それらの措置を講じさせる。

10 実施機関の範囲

個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の保護を確実なものとするために、県の多くの機関がこの制度の実施機関になることが望ましい。

ひとくち辞典
プライバシー(privacy)の権利
従来は、個人的なことがらを他人に知られることから守る権利と考えられていたが、現在は、それに加えて「自己に関する情報の流れをコントロールする権利」という意味も有するものとして理解されるようになってきた。
なお、プライバシーの権利の概念は、実定法上の概念としては必ずしも明確なものとは言えないので、骨子案では、制度の対象を「個人情報」としている。

ひとくち辞典
情報化社会(Information society)
大量の情報とそれを処理するための情報機器を中心として発展する社会。
情報が物質やエネルギー以上に有力な資源となり、情報の価値の生産を中心として社会・経済が発展していく社会と言われている。

第4章 民間保有個人情報の保護制度

1 事業者の責務の明確化

個人情報を取り扱う者は、個人の権利利益を侵害することがないように、個人情報を保護する責務を負うものと考えられる。
したがって、事業者についても、その事業を行うに当たり個人情報の収集、保管、利用等をするときは、個人の権利利益の侵害を防止する責務を負うことを、条例で規定する。

2 事業者の自主的規制の指導、奨励

県は、上記の事業者の責務を遂行させるために、事業者に対し必要な措置を指導、奨励して、事業者の自主的な保護措置を促す必要がある。
その方策としては、次のようなことが考えられる。

(1) ガイドラインの作成と公表

県は、事業者が行う個人情報の取扱いに関するガイドラインを作成して、これを公表することができることを条例上明らかにし、このガイドラインに基づき、県は事業者を指導、奨励する。

(2) 団体による指針制定等の指導、奨励

県は、事業者団体に対し、個人情報の取扱いに関する指針等を制定すること及び事業者に個人情報保護に関する効果的な措置の導入を指導することを働き掛ける。

更に、事業者団体の規模や性格に応じて、個人情報の取扱いに関する苦情相談窓口の設置や研修の機会を設けることを奨励し、協力する。

3 個人情報システムの登録制度

(1) 登録制度の趣旨

事業者が、その設置する個人情報システム（個人情報の収集、保管、利用等の一連の処理をいう。以下同じ。）について、事業者の責務を果たすために、条例の趣旨を満たす個人情報保護措置をとった場合、事業者の申請により、県が備える登録簿に登録することとし、これを県民の縦覧に供することに

よって、当該個人情報システムの存在及び概要を明らかにする制度を条例により創設する。

(2) 登録の対象

登録の対象は、個人情報システムによる個人情報の取扱いの全部又は一部を県内で行う事業者とし、個人情報システム単位で登録できることとする。

(3) 登録事項

登録事項の例としては、

- ① 個人情報システムの名称
- ② 設置者の名称及び所在地
- ③ 個人情報の収集、管理、利用及び提供に関すること。
- ④ 記録項目
- ⑤ 照会対応窓口
等が考えられる。

(4) 登録基準

登録基準については、個人情報に関する管理体制、個人情報システムの目的、個人情報の収集及び利用方法並びに個人情報の苦情処理体制の明確化等についての基準を定めるものとする。

(5) 登録の表示

事業者が、登録された個人情報システムに基づいて個人情報の収集、提供等を行うときは、登録番号を表示し得ることとして、当該個人情報システムについて、県の認証があることを事業者が本人等に知らせることができるようにするとともに、本人等が登録簿と照合し得るようにする。

(6) 登録簿の縦覧等

登録簿は、県民の縦覧に供するほか、登録の状況を広報紙等により広く県民に知らせる。

(7) 県の行う調査に対する協力義務

登録された事業者は、県が登録に関して必要な範囲内で行う調査に協力する義務を負う。

(8) 附属機関の関与

登録及び登録の取消しを行うに当たっては、判断の客観性、公正性を担保

するため、附属機関の意見を聴くこととする。

4 個別事例に関する救済措置等

(1) 苦情相談の窓口の設置

県は、県民が、事業者の個人情報の取扱いに関して、相談できるようにするため、苦情相談の窓口を設置する。

(2) 勧告、公表

ア 県が、事業者の行う個人情報の取扱いに関し、個人情報保護の観点から不適正なものと認めるときは、当該事業者にその是正を勧告することができることとし、勧告に従わない場合にはその事実を公表することができることとする。

イ また、県が行う次の調査に対して、当該事業者が正当な理由なく協力を拒み、そのことが個人情報保護制度の趣旨に著しく反すると認められる場合にも、その事実を公表することができることとする。

(ア) 事業者の行う個人情報の取扱いに関し、個人情報保護の観点から不適正である疑いがある場合に、事実を明らかにするために必要な調査

(イ) 県民から苦情相談があった具体的事案の処理のために必要な調査

ウ この勧告、公表は事業者に相当な影響を与えることも考えられるので、条例上その根拠を明確にするとともに、勧告をする場合には、判断の客観性、公正性を担保するため、附属機関の意見を聴くこととする。

5 県民の意識醸成

現在、個人情報の取扱いについての社会的ルールの確立が必要とされているが、社会的ルールの確立のためには、県民の個人情報保護についての意識が高まることが望まれる。

また、県が行う個人情報保護制度も県民の高い意識があってこそ成果を期待することができるので、県民に個人情報保護に関する意識啓発を図るための施策を実施する。

具体的には、県のたより等県の広報媒体を利用して、県の個人情報保護制度の内容等を県民に広報したり、県民、事業者等の個人情報保護のための活動を支援していくことが考えられる。

第5章 今後の制度化の取組み

1 今後の推進体制

(1) 個人情報保護推進委員会による検討

個人情報保護の制度化に当たり、骨子案に基づく制度の具体的な実施及び関連する制度の整備について、全庁的な組織である個人情報保護推進委員会において検討を進める。

(2) 県民参加による制度づくり

制度化の段階から県民の意見を反映させるため、今後、県民代表、学識者、行政等による「個人情報保護推進懇話会」を設置し、県が導入する制度のあり方について提言を求めるとする。このほか、懇話会と並行して県民、各種団体、市町村等との話し合いを進め、県民等の意見の把握に努める。

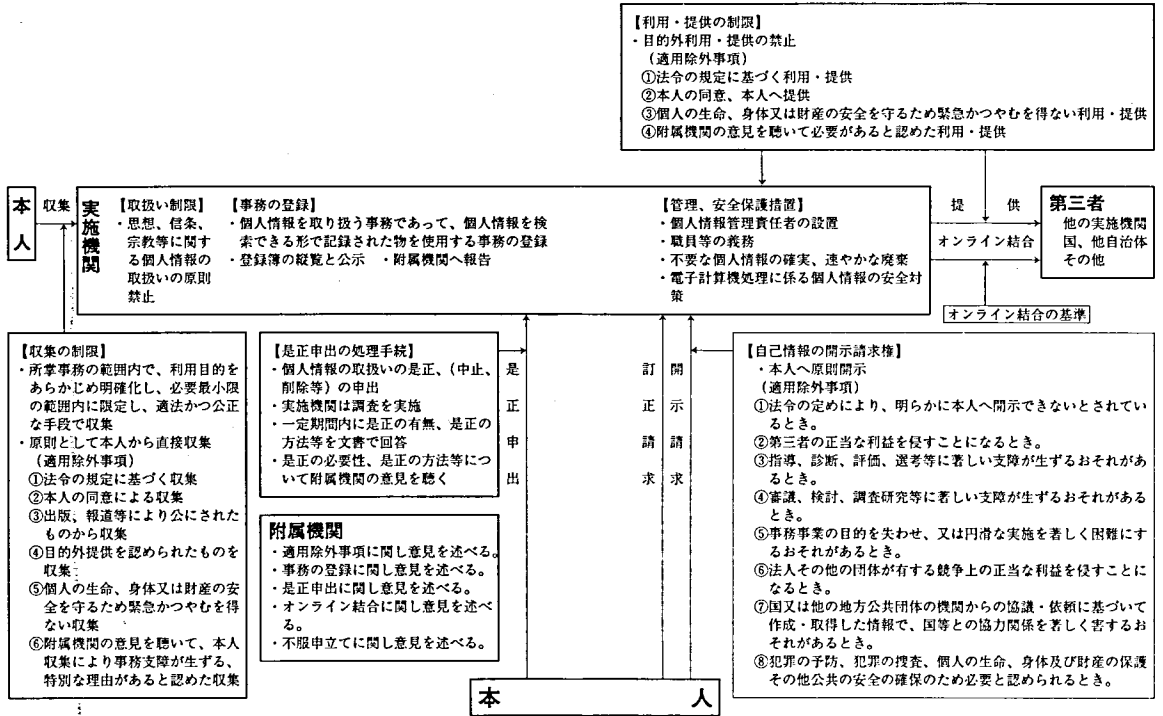
2 個人情報保護の意識醸成

個人情報の取扱いについて社会的ルールの確立するためには、県民や事業者が個人情報保護の明確な意識を持つことが必要である。また、制度化後の確かな運営を確保するためにも、制度の検討と併せて、県民や事業者に対し個人情報保護の必要性をアピールし、意識醸成に努める。

ひとくち辞典
メール・プレファランス・サービス
(Mail preference service, MPS)
アメリカのダイレクト・マーケティング協会が実施しているもので、ダイレクト・メールを送ってもらいたくない消費者は、その旨を協会に通知すれば、協会の加入業者はそれらの消費者にはダイレクト・メールの郵送を行わないというシステム。社団法人日本通信販売協会も昭和62年9月1日から実施している。

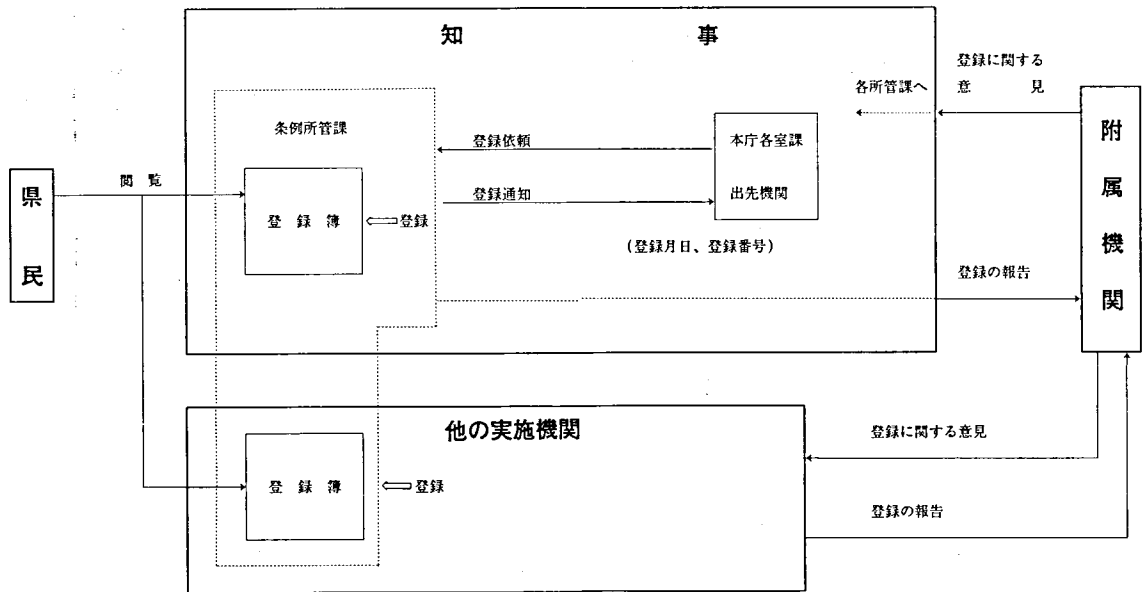
1. 個人情報保護制度のイメージ図

(1) 県保有個人情報保護制度の全体イメージ図



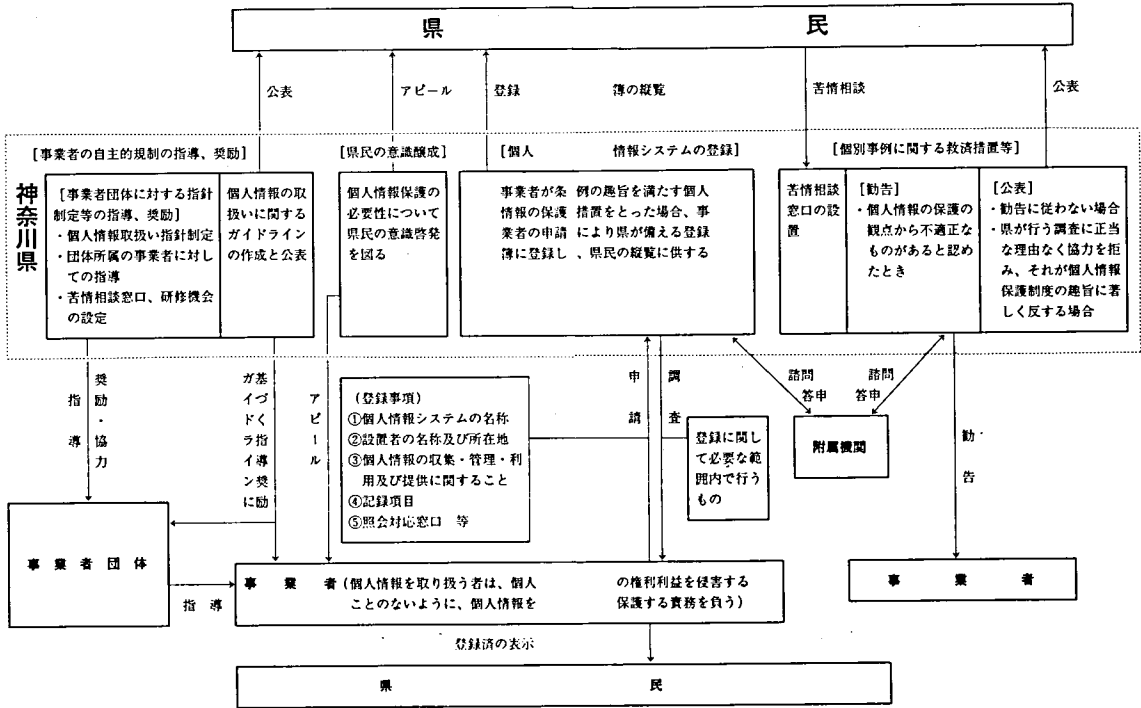
(このイメージ図は骨子案の県保有の個人情報保護制度を一覧にし、現在考えている制度をイメージ化したものです。)

(2) 個人情報を取り扱う事務の登録制度のイメージ図



(このイメージ図は骨子案の県保有の個人情報保護制度の事務の登録制度について現在考えている制度をイメージ化したもので、今後具体的な事務手続きについては更に検討していきます。)

(3) 民間保有個人情報保護施策イメージ図



(このイメージ図は骨子案の民間保有の個人情報保護制度を一覧にし、現在考えている制度をイメージ化したものです。)

6 個人情報保護制度化への取組み経過と今後のスケジュール

年度 区分	61年度以前	62年度	63年度	64年度以降
市内	(市内での調査研究) 市内実態調査(サンプル調査)	7月 市内関係保護研究委員会 市内実態調査	3月 全庁個人情報保護準備委員会 市内実態調査(補完) 学識経験者の指導 助言	11月 全庁個人情報保護推進委員会 9月 制度化骨子案発表 個人情報保護案例案(仮称) 議会へ提案 個人情報保護制度実施
県民等		県民意識調査	10月 個人情報保護推進懇話会 県民、各種団体との意見交換 県民への広報・広聴	議員意見啓発
企業等			10月 企業、業界団体との意見交換	
国	自治省研究会中間報告 総務府研究会報告 政府の行革実施方針(閣議決定)	本報告	(要調整) 保護法(案)(第112 通常国会提出4.28) 報告9.9 (要調整)	(要調整)
他自治体		経企庁消費者政策委員会 個人情報保護委員会		県内実施団体との調整 県内市町村との意見交換

個人情報保護についての県民意識

昭和62年8月～9月にかけて、県民課において実施した「情報とくらしについての意識調査」の結果によると、県民は今後もプライバシー侵害が増えて行くものと思っており、プライバシー保護の問題について関心度が高く、行政に対して何らかの保護措置を求めていることがうかがえます。

主な意識調査の結果は次のとおりです。

情報化社会についての意識

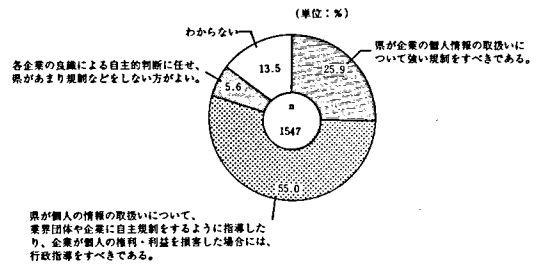
	そう思う	どちらかといえばそう思う	合計
ア 「個人情報」の収集・利用は場合によっては、その個人の生活に重大な影響を及ぼす。	68.7	14.7	83.4%
イ 情報化が進んだ今日、個人一人の力で「プライバシーの侵害」を防ぐことはできない。	65.5	16.4	81.9%
ウ 今後、「個人情報」の利用が多くなり、「プライバシーの侵害」がますます増える。	59.4	21.4	80.8%
エ 「個人情報」保護のためには、公的措置が必要だ。	62.6	17.1	79.7%

個人情報の取扱いに対する不安感

	行政機関	民間企業
ア 自分の「個人情報」が知らないうちに収集されているのではないかと不安。	ある 34.9% ない 26.9%	ある 61.6% ない 10.3%
イ 自分の「個人情報」が提供した本来の目的以外に、利用されているのではないかと不安。	ある 25.3% ない 33.7%	ある 56.5% ない 9.9%
ウ 自分の「個人情報」が断りもなく、外部に提供されているのではないかと不安。	ある 26.9% ない 32.3%	ある 58.9% ない 9.6%
エ 自分が知らないうちに、自分の関する情報が一つにまとめられて、自分についての「全体像」が作られているのではないかと不安。	ある 21.8% ない 32.6%	ある 36.7% ない 20.7%
オ 自分の「個人情報」が正確に、安全に管理されていないのではないかと不安。	ある 28.4% ない 23.7%	ある 44.4% ない 14.4%

個人情報と行政について

○ 民間企業の「個人情報」の取扱いについての県の対応



○ 行政保有の「個人情報」の保護対策に必要なこと

	必要である	まあ必要である	合計
ア 個人情報収集するときは、必ず収集する目的をはっきりさせる。	87.4	6.5	93.9%
イ 本人が自分自身の情報について誤りを知ったときに訂正できるようにする。	81.6	9.3	90.9%
ウ 個人情報を、収集した目的以外に使用することを原則的に禁止する。	81.4	9.4	90.8%
エ 本人が自分自身の情報について閲覧できるようにする。	70.3	13.0	83.3%
オ 行政内で個人情報を取り扱う責任者を組織上明確にする。	67.6	14.6	82.2%
カ どのような個人情報を保管・利用しているかを公表する。	61.5	12.8	74.3%

(調査対象者 2,000名(県内に在住する満20歳以上の男女))
(有効回答者数 1,547名(回収率77.4%))

3 個人情報の取扱いによるプライバシーの苦情相談等の事例

(1) 公的部門の個人情報に関するもの

- 新聞報道等で明らかになったものには、次のようなものがあります。
 - ① (昭和61年) 市町村の選挙管理委員会が管理する選挙人名簿のコピーが通信販売業者の間に大量に出回った。
 - ② (昭和62年) 社会保険事務所が管理している「厚生年金受給者一覧表」を民間の任意団体が写しとり、その団体への入会案内を送付したり、通信販売業と提携して通信販売の勧誘等に利用していた。
 - ③ (昭和62年) いくつかの市の選挙管理委員会が選挙人名簿のコピーを印刷、製本して、一般に販売していた。

(2) 民間部門の個人情報に関するもの

- 国民生活センター及び各地の消費生活センターの消費生活相談事例の中にも、個人情報の収集、利用等の取扱いの上から問題となったものがあります。

※ (昭和63年9月「国民生活審議会消費者政策部会報告」より)

 - ① 申し込みもしないのに突然一方的に、クレジットカードが暗証番号も決められて普通郵便で送られて来たが、不愉快である。
 - ② 過去に経営関係の資格を取ったことがあるが、別の団体から、突然講座のテープ等を送ってきて21万円請求された。解約を申し出るとすでに全国の会員に知らせてしまったので98万円の損害賠償を請求された。
 - ③ ダイレクトメールで、恋人紹介業者から入会するか否かの手紙が届いた。そのまましておいたら、入会しないという連絡が無いので、入会したとみなしますという手紙が来て、会員証が同封され、会費3万6千円を請求されている。
 - ④ 母校同窓会が発行する名簿と思って往復ハガキの案内に申し込んだ。しかし、業者が編集した名簿とわかり、内容も不備であり返品したい。

- ⑤ 娘の着物を買う時、クレジットを組んだが、ブラックリストに載っているからと拒否された。詳しく聞いたら、車の支払いの件と言われたが、全く身に覚えがない。どうすればいいか。
- ⑥ 初めてクレジットカードをデパートで作り、買物をしたら限度額8万円以上だからと使用を断られた。驚いて信用情報センターに調査依頼をしたところ、同姓同名、生年月日も同じ人との間違いとわかった。これからは住民票を持ってカードを使うようにと言われ納得できない。
- ⑦ 全く身に覚えのない自動車のクレジット代金の督促が半年続いたので調べてみると、何者かに自動車の購入契約の名義を冒用されていた。裁判により無実がわかり債務を免れたが、ブラックリストに載せられているので就職試験に差し支える。
- ⑧ 美顔、瘦身の話聞くために行ったら、知らない間に契約にもっていかれた。支払いが大変なので、翌日解約したいと電話すると、すぐ来るように言われて行ったら、解約するとブラックリストに載ると言われた。
- ⑨ 販売店が、あなたは信販の借り入れ額の枠がこれだけ残っているのこの洋服を買うよう強く勧める。信販会社が個人情報を第三者に伝えてよいのだろうか。

○ 新聞で紹介されたもの

- ① 自分史の発行の取材に応じ、経歴、生活信条等を答えたところ、通信販売業者等にデータが売られ、セールス攻勢で夜も眠れない。プライバシー侵害だ。
- ② 初めて名を聞く私立小学校から郵送されてきた入学案内に、子供の偏差値や父親の職業を知った上で書かれた案内文が入っていてショックだった。子供に公開模擬テストを受けさせた塾からデータが流れていた。

4 県で保有する個人情報の概要

昭和62年度に実施した県保有個人情報実態調査（知事部局）の調査結果の概要は次のとおりです。

(1) 知事部局全所属についての事務数、対象数等は次表のとおりです。

手作業処理分		電子計算機処理分	
事務数 (A)	3,915件	システム数 (A)	81
対象数 (B)	4,238件	対象数 (B)	82
文書数 (C)	16,063件	ファイル数 (C)	166
個人数合計 (D)	32,087,020人	個人数合計 (D)	4,956,226人
個人数平均 (D/C)	1,998人	個人数平均 (D/C)	29,857人

(2) 県の保有している個人情報の例としては

- ・技能検定受験者台帳 ・各種検定合格者名簿 ・各種医療検査記録
- ・身障者手帳（交付）索引簿 ・建設業者許可台帳 ・月刊かながわ購読者名簿 などがあります。

(3) コンピュータに入っている個人情報の例としては

- ・自動車税ファイル ・森林所有者ファイル ・児童扶養手当受給者台帳ファイル ・住宅管理居住者情報ファイル などがあります。

(2) 国の動向

- 昭和57年、行政管理庁（当時）の「プライバシー保護研究会（いわゆる加藤研究会）」がOECD 8原則を基に、5原則として整理し、総合的なプライバシー保護法制の必要を提言した。
- 臨時行政調査会答申（昭和58年3月）
「法的措置を含め個人情報保護に係る制度的方策についても積極的に対応する。」としています。
- 63年行革大綱
「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護の制度的方策については、法的措置を講ずる方向で、そのための具体的検討を引き続き行う。
なお、民間企業等の保有する個人情報の保護についても、それぞれの関係省庁において所要の連絡調整を図りつつ、引き続き検討を進める。」としています。
- 総務庁は昭和61年12月「行政機関における個人情報の保護に関する研究会」の意見をとりまとめ公表し、これに基づき昭和63年4月28日に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律案」を国会に提案、現在継続審議となっています。
国会に提案された個人情報保護法案による対象範囲は、①個人情報であること②公的部門（国の行政機関）であること③情報の処理形態としては電子計算機処理に係るものであることとなっています。
また、地方公共団体に対しては同法案第26条で「地方公共団体は、個人情報の電子計算機処理を行う場合には、この法律の規定に基づく国の施策に留意しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保するため必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないものとする。」として保護の努力規定を置いています。
- 自治省は昭和62年10月個人情報保護対策研究会報告をまとめ、「各地方公共団体が個人情報保護対策を実施するに当たっては、本報告において示された基本的事項の枠組みを標準としつつ、地方行政を担う責任者として、自主的な判断の下に、保護対策を制度化していくことが望ましい。」としています。

5 個人情報保護をめぐる諸情勢

(1) 国際的情勢

- 個人情報保護に関する基準としては、世界人権宣言、国際人権規約B規約などがあり、具体的に方策を示したものととしてOECD（経済協力開発機構）から出された「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」があります。
- OECDの理事会勧告はガイドラインとして掲げている諸原則をその国内法の中で考慮することとしており、規制対象として公的分野のみならず私的分野における個人情報処理をも対象としています。
- OECD理事会勧告の8原則の内容については次のとおりです。

OECD理事会勧告8原則（昭和55年9月）

- ① 収集制限の原則
個人データの収集には、制限を設けるべきであり、いかなる個人データも、適正かつ公正な手段によって、かつ適当な場合には、データ主体に知らしめ又は同意を得た上で、収集されるべきである。
- ② データ内容の原則
個人データは、その利用目的に沿ったものであるべきであり、かつ利用目的に必要な範囲に正確、完全であり最新なものに保たなければならない。
- ③ 目的明確化の原則
個人データの収集目的は、収集時よりも遅くない時点において明確化されなければならない。その後のデータの利用は、当該収集目的の達成又は当該収集目的に準拠しないことがつ、目的の範囲に明確化された他の目的の達成に限定されるべきである。
- ④ 利用制限の原則
個人データは、第9条（目的明確化の原則）により明確化された目的以外の目的のために開示利用その他の使用に供されるべきではないが、次の場合はこの限りではない。
(a) データ主体の同意がある場合、又は、
(b) 法律の規定による場合
- ⑤ 安全保障の原則
個人データは、その紛失もしくは不当なアクセス・破壊・使用・修正・開示等の危険に対し、合理的な安全保障措置により保護されなければならない。
- ⑥ 公開の原則
個人データに係る開発、運用及び政策については、一般的な公開の政策が取られなければならない。
個人データの存在、性質及びその主要な利用目的とともにデータ管理者の識別、通常の住所をはっきりさせるための手段が容易に利用できなければならない。
- ⑦ 個人参加の原則
個人は次の権利を有する。
(a) データ管理者が自己に関するデータを有しているか否かについて、データ管理者又はその他の者から確認を得ること。
(b) 自己に関するデータを、(i)合理的な期間内に、(ii)もし必要なら、過度にならない費用で、(iii)合理的な方法で、かつ、(iv)自己にわかりやすい形で自己に知らしめること。
(c) 上記(a)及び(b)の要求が甲充てられた場合には、その理由が与えられ、上記(a)及び(b)の要求に対して異議を申立てることができること。
(d) 自己に関するデータに対して異議を申立てることができること及びその異議が認められた場合には、そのデータを消去、修正、完全化、補正させること。
- ⑧ 責任の原則
データ管理者は、上記の諸原則を実施するための措置に従う責任を有する。

- 民間の事業者が保有する個人情報に関しては、各省庁で検討されておる動きは次のとおりです。

- ① 大蔵省・通産省 昭和61年3月金融機関、消費者信用情報機関等における信用情報の取扱いに関して、関係業界等に通達を出しています。
- ② 経済企画庁 昭和62年4月から国民生活審議会消費者政策部会に個人情報保護委員会が設置され民間企業が保有する個人情報の収集・利用等について消費者の観点から、より具体的な対応策の検討が行われ、昭和63年9月、国民生活審議会消費者政策部会報告「消費者取引における個人情報保護の在り方について」が策定公表されました。
- ③ 通産省 昭和63年5月「情報化委員会」（機械情報産業局長の私的諮問機関）に「個人情報保護部会」を設置し、個人情報保護のための実効ある対応等について検討を進めています。

(3) 他の自治体における個人情報保護の制度化の状況

- 他の自治体で、OECDの8原則などを参考にして電子計算機処理のほか手作業処理に係る個人情報保護を対象に条例化を行っているところは次の21市区町です。
(昭和63年4月県政情報室調べ)
福岡県春日市、岡山県御津町、大阪府島本町、神奈川県川崎市、長野県軽井沢町、東京都葛飾区、東京都国立市、大阪府高槻市、千葉県市川市、長野県飯田市、滋賀県秦荘町、東京都杉並区、兵庫県佐用町、福岡県志免町、神奈川県藤沢市、愛知県半田市、大阪府茨木市、岡山県岡山市、東京都三鷹市、大阪府交野市、兵庫県西宮市
- これらの自治体を含め、電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する条例や規則を設置しているところは、次のとおりです。
条例によるもの 430市区町
4一部事務組合（昭和63年4月自治省調べ）
規則によるもの 686市区町村
16一部事務組合（昭和62年4月自治省調べ）

＜資料3.＞

藤沢市条例第 5 号

藤沢市個人情報保護条例

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この条例は、個人情報を保護することが個人の尊厳の維持を図るために必要不可欠であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、自己の個人情報に関する開示請求等の権利を保障することにより、平穏な市民生活の保持とより公正で民主的な市政の実現を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2) 個人情報の取扱い 個人情報の収集、保管及び利用をいう。
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職及び特別職の職員をいう。）は、職務上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者（人格のない各種団体を含む。以下同じ。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正当に行使するとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

第2章 個人情報の取扱いに対する制限

(一般的制限)

第6条 実施機関は、個人情報の取扱いをする場合は、所掌する事務の目的達成に必要な範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、法令若しくは条例の定めがある場合又は藤沢市個人情報保護制度運営審議会（第25条第1項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴いて正当な行政執行のために必要と認めた場合を除き、次の各号に掲げる個人情報の取扱いをしてはならない。

- (1) 個人の思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となる事項
(個人情報の取扱いに係る業務の登録等)

第7条 実施機関は、個人情報（藤沢市情報公開条例（昭和60年藤沢市条例第6号）第2条第1項に規定する情報として、又はコンピュータに、記録されるもの又はされたものをいう。第22条、第25条、第29条及び第30条を除き、以下同じ。）の取扱いに係る業務を新たに開始する場合は、あらかじめ、規則（市長が定める規則をいう。以下同じ。）で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出て、その登録を受けなければならない。登録された業務（以下「登録業務」という。）を変更し、又は廃止する場合も、同様とする。

- (1) 業務の名称
- (2) 業務の目的
- (3) 収集の方法
- (4) 利用の方法
- (5) 記録の内容
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、緊急やむを得ない場合には、業務を開始し、変更し、又は廃止した日以後において同項の届出をすることができる。

3 市長は、第1項の登録をしたときは、速やかに、当該登録事項を審議会に報告するとともに、一般に公表するものとする。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、登録業務について個人情報を収集する場合は、次に掲げる事項を明示して、個人情報の当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。

- (1) 業務の名称
- (2) 収集の目的又は理由
- (3) 利用の方法
- (4) 記録の内容

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかの場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。

- (1) 本人以外のものからの収集について法令又は条例の定めがあるとき。
- (2) 既に公知の個人情報であるものを収集するとき。
- (3) 緊急やむを得ない理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合であって、実施機関が審議会の意見を聴いて必要があると認めるとき。

ア 本人から収集することによって、業務目的の達成に著しい支障が生ずる場合

イ 本人から収集できないことにより、行政執行に著しい支障が生ずる場合

3 実施機関は、前項の規定により、個人情報を本人以外のものから収集した場合には、次に掲げる場合を除き、速やかに、その事実を本人に通知しなければならない。

- (1) 本人以外のものからの収集について法令又は条例の定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて通知しないことの合理的理由があると認めるとき。

(目的外利用及び外部提供の制限)

第9条 実施機関は、次の各号のいずれかの場合を除き、登録業務の目的の範囲を超えて当該個人情報の記録の利用（以下「目的外利用」という。）をしてはならない。

- (1) 目的外利用をすることについて、あらかじめ本人の同意を得ているとき。
- (2) 目的外利用について法令又は条例の定めがあるとき。
- (3) 緊急やむを得ない理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて必要と認めるとき。

2 実施機関は、次の各号のいずれかの場合を除き、登録業務の目的の範囲を超えて実施機関以外のものに当該個人情報の記録の提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

- (1) 外部提供をすることについて、あらかじめ本人の同意を得ているとき。
- (2) 法令に外部提供をしなければならないこととなる旨の定めがあるとき。
- (3) 緊急やむを得ない理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いて必要と認めるとき。

3 実施機関は、第1項第1号若しくは前項第1号に該当する場合又は審議会の意見を聴いて本人に通知しないことの合理的理由があると認められた場合を除き、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」と総称する。）をする場合は、あらかじめ、

規則で定めるところにより、その旨を本人に通知しなければならない。ただし、法令に目的外利用等をしなければならないこととなる旨の定めがある場合又は第1項第3号若しくは前項第3号に該当する場合は、目的外利用等をした日以後において当該通知をすることができる。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報の保護を図るため個人情報管理責任者を定めるとともに、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じて、個人情報を適正に維持管理しなければならない。

- (1) 個人情報は、正確かつ最新なものとすること。
- (2) 個人情報の改ざん、紛失、破損その他の事故を防止すること。
- (3) 個人情報の漏えいを防止すること。

2 実施機関は、個人情報の記録の保管が必要でなくなったときは、当該個人情報の記録を速やかに廃棄又は消去しなければならない。

(コンピュータの取扱い)

第11条 実施機関は、コンピュータを利用して登録業務に係る個人情報の取扱いをする場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

第3章 自己情報に関する権利

(開示を請求する権利)

第12条 本人は、実施機関に対し、登録業務に係る自己の個人情報の記録の開示を請求することができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報の記録については、その開示を拒むことができる。

- (1) 法令又は条例の規定に基づき、開示することができないとされているもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、本人に知らせないことが正当と認められるもの
- (3) 開示することにより、実施機関の適正な行政執行を妨げると認められるもの

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報の記録に前項各号のいずれかに該当する記録とそれ以外の記録とがある場合において、これを容易に、かつ、開示請求の趣旨が失われない程度に区分できるときは、同項各号のいずれかに該当する記録がある部分を除いて、当該個人情報の記録を開示しなければならない。

(訂正を請求する権利)

第13条 本人は、実施機関に対し、登録業務に係る自己の個人情報の記録について事実の記載に誤りがある場合には、当該個

個人情報の記録の訂正を請求することができる。

(削除を請求する権利)

第14条 本人は、実施機関に対し、自己の個人情報について第6条の一般的制限を超えて取扱われ、又は第8条第1項若しくは第2項の規定によらないで収集されたときは、当該個人情報の記録の削除を請求することができる。

(目的外利用等の中止等を請求する権利)

第15条 本人は、実施機関に対し、第9条第1項又は第2項の制限を超えて自己の個人情報の記録の目的外利用等がされようとしているとき又はされているときは、当該目的外利用等の差止めの請求をし、又は中止を請求することができる。

(開示等の請求手続き)

第16条 第12条第1項の規定による個人情報の記録の開示、第13条の規定による個人情報の記録の訂正、第14条の規定による個人情報の記録の削除又は前条の規定による個人情報の目的外利用等の差止め若しくは中止の請求(以下「開示等の請求」と総称する。)をしようとする者は、実施機関に対し、本人であることを明らかにして、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 請求する者の氏名及び住所
- (2) 請求に係る個人情報の記録の内容
- (3) 訂正、削除又は差止め若しくは中止の内容

2 前項に定めるもののほか、開示等の請求手続きについては、規則で定める。

(請求に対する決定等)

第17条 実施機関は、開示等の請求があったときは、当該請求を受理した日から起算して開示の請求にあっては15日以内、訂正、削除又は差止め若しくは中止の請求にあっては45日以内に、当該請求に対する諾否の決定をしなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項の期間内に同項の決定をすることができない場合は、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該理由(当該決定のできる時期が明らかである場合は、その時期を含む。)を開示等の請求をした者(以下「請求者」という。)に、速やかに、通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の決定をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該決定内容を請求者に通知しなければならない。

4 前項の場合において、開示等の請求を拒む旨の決定をしたときは、その理由を併せて通知しなければならない。この場合においては、開示の請求を拒むことと決定した当該個人情報の記

録が期間の経過により第12条第2項各号に規定する個人情報の記録に該当しなくなる時期をあらかじめ明示できるときは、その時期を明らかにしなければならない。

5 実施機関は、第15条の規定による目的外利用等の差止め又は中止の請求がなされたときは、第1項の決定をするまでの間、当該請求に係る個人情報の記録の目的外利用等を留保するものとする。ただし、留保することによって実施機関の行政執行に著しい支障が生ずる場合は、この限りでない。

(決定後の手続等)

第18条 実施機関は、第12条第1項の規定による請求に係る個人情報の記録を開示することと決定したときは、速やかに、当該個人情報の記録を開示しなければならない。

2 個人情報の記録の開示の方法は、閲覧、写しの交付(文書に限る。)又は視聴とし、請求者の求める方法によるものとする。

3 実施機関は、個人情報の記録を開示することにより当該個人情報の記録が汚損又は破損するおそれがあると認める場合、第12条第3項の規定による部分開示をする場合その他相当の理由がある場合は、前項の規定にかかわらず、当該個人情報の記録の開示に代えて、当該個人情報の記録の複製物を開示することができる。

4 実施機関は、第13条、第14条又は第15条の規定による請求を承諾することと決定したときは、直ちにその措置をとらなければならない。この場合においては、その旨を本人に通知するものとする。

5 前項の場合において、当該個人情報の記録が既に実施機関以外のものの利用に供されているときは、当該利用しているものに対し、その旨を通知し、回答を求めるとともに、当該回答内容を本人に通知するものとする。

(費用負担)

第19条 前条第2項の規定による個人情報の記録の写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、請求者の負担とする。

第4章 不服申立て及び個人情報保護審査会

(不服申立て等)

第20条 請求者は、第17条第1項の規定による決定に対して不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てをすることができる。

2 実施機関は、前項の不服申立てがあったときは、遅滞なく藤沢市個人情報保護審査会に諮問し、その議に基づいて、当該不服申立てについての決定をしなければならない。

(個人情報保護審査会)

第21条 前条第1項の不服申立てについて、実施機関の諮問に応じて審査するため、藤沢市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、5人の委員をもって組織する。

第22条 審査会の委員は、個人情報保護制度に関する識見を有し、かつ、公正な判断をなし得る者のうちから、市長が議会の意見を聴いて委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第23条 審査会は、審査のため必要がある場合は、関係人又は参考人の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

第24条 前3条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 個人情報保護制度運営審議会

（個人情報保護制度運営審議会）

第25条 個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、藤沢市個人情報保護制度運営審議会を置く。

2 審議会は、この条例により付与された権限に属する事項を行うとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について実施機関の諮問に応じ、調査審議するほか、実施機関に対し建議を行うことができる。

3 審議会は、7人の委員をもって組織する。

第26条 審議会の委員は、市民のうちから4人及び学識経験者のうちから3人を市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第27条 審議会に専門委員3人を置き、学識経験者のうちから委嘱された審議会の委員を充てる。

2 専門委員は、審議会の審議事項について専門的に調査研究するものとする。

第28条 前3条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 出資法人等の責務及び事業者に対する

指導、勧告

（出資法人の責務）

第29条 市が出資をしている法人で規則で定めるものは、個人情報の取扱いに関し、実施機関に準じた保護措置を講ずるものとする。

（市の業務受託者の責務）

第30条 実施機関から個人情報の処理、施設の管理その他の業

務の委託を受けた者（以下「委託者」という。）は、当該業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

2 受託者及びその使用人その他の従業者は、当該業務の管理に当たって知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

3 実施機関は、業務を委託するときは、受託者に対し、当該業務を行う場合における個人情報の漏えいを防止する等の個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じさせなければならない。

（事業者に対する指導及び勧告）

第31条 市長は、事業者がこの条例の趣旨に反する行為をしていると認める場合は、その是正又は中止を指導し、これに従わないときは、是正又は中止を勧告することができる。

2 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

第7章 雑 則

（運用状況の報告及び公表）

第32条 市長は、毎年、規則で定めるところにより、この条例の運用状況について議会に報告するとともに、一般に公表するものとする。

（他に定めがある場合との調整等）

第33条 個人情報の記録の開示、訂正、削除又は目的外利用等の差止め若しくは中止について他に定めがある場合は、その定めるところによるものとする。

2 一般に公表することを目的として作成された個人情報で、実施機関が管理しているものについては、この条例は適用しない。
（委任）

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

（施行期日）

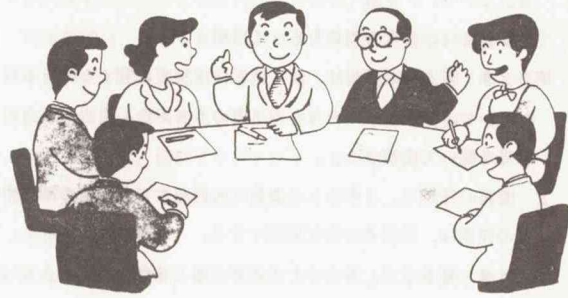
1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第5章の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に実施機関が個人情報の取扱いをしている業務の登録については、第7条第1項中「業務を新たに開始する場合は、あらかじめ」とあるのは「業務について」と読み替えて同条の規定を適用する。

個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、市民と学識経験者からなる個人情報保

護制度運営審議会を設置し、制度の運営に関す重要事項などについて調査、審議します。



審議の主な内容は

- 個人情報を取扱うときの一般の制限の例外について審議します。
- 本人から個人情報を収集する原則の例外について審議します。
- 個人情報を例外的に利用したり外部に提供することについて審議します。
- コンピュータを利用して個人情報を処理することについて審議します。
- 個人情報保護制度の運用に関する事項について審議します。
- 本人であっても開示できないものについて審議します。
- 制度運営のための手続きの在り方について審議します。
- 個人情報の適正な管理のためのシステムについて審議します。

— 平穏な市民生活をカードするために —
人権としてのプライバシー権の保障

藤沢市個人情報保護制度のご案内

個人情報保護制度のお問い合わせは

請求の手続きは？

閲覧などの請求をしようとするとき

請求者は請求書を市の窓口へ提出します。このとき免許証やパスポートなどを提出していただき、本人であることを確認させていただきます。

請求に対する決定をしたとき

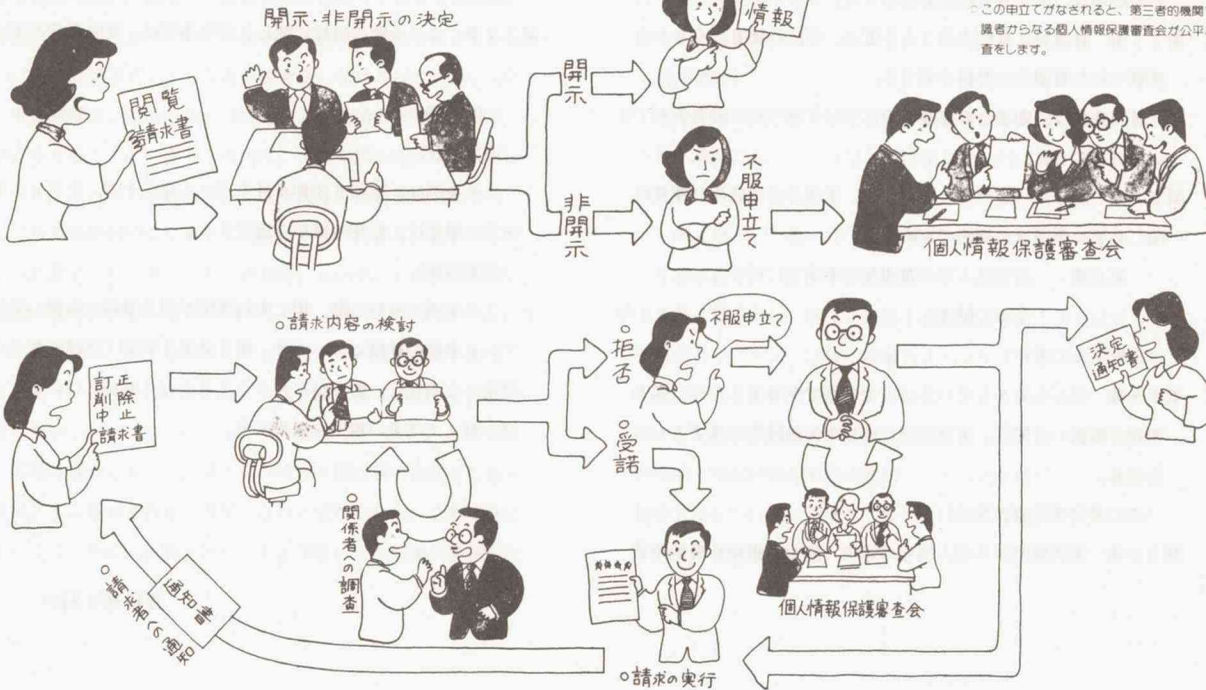
閲覧等の請求については15日以内に、訂正・削除及び中止の請求については45日以内に、請求に対する可否を決定し、請求者に通知します。

費用の負担

個人情報の閲覧などの手数料は無料ですが、写しの作成、送付に要する実費は請求者の負担です。

請求が拒否された場合は？

- 個人情報の記録の閲覧・訂正もしくは削除は目的外利用等の中止の請求に対するに不届がある場合は、市に不服申立てがります。
- この申立てがなされると、第三者の機関よりなる個人情報保護審査会が公平審査をします。



※ 資料の提供 平井社「個人情報保護」



Q&A

個人情報保護制度って何？



市は、市民のみなさんの生活に密着した仕事をしています。ほとんどの仕事は、市民のみなさんの個人、個人にかかわる情報をもとにすすめています。

例えば、住民票・戸籍・税・年金・保険・福祉・保健衛生・教育等々で、身近なものだけでも数十種類に及びます。

このように市民ひとりひとりにかかわる情報は、当然のことながら、プライバシーが侵害されることがないよう細心の注意を払っています。しかし、おびただしい情報が日常的に流通している現在、いつ、どんな形でプライバシー侵害がなされるかわからない状況にあります。

藤沢市は、国・他の地方自治体に先がけて、市民のみなさんのプライバシーを保護するため、昭和62年9月「個人情報保護条例」を制定しました。この条例の内容をご紹介します。

市が個人情報を取扱うときの一定のルールとは？

個人情報を取扱うときの一般的制限

- 個人情報を取扱う業務の内容を、あらかじめ公表します。
- 思想・信条・宗教・その他の社会的差別の原因となる事項は、法令の定めがある場合などを除き、取扱いしません。

個人情報を収集するとき

- 収集の目的をはっきりさせ、必要以上のことは収集しません。
- 原則として本人から収集します。

個人情報を管理するとき

- 正確で最新のものとしします。
- 紛失・破壊・改ざん・その他の事故を防止します。
- 漏えいを防止します。
- コンピュータで個人情報を処理するときは、あらかじめ、個人情報保護制度運営委員会の意見（末尾参照）を聴きます。
- 個人情報を取扱う業務を、外部に委託する場合は、その事業者に対して、プライバシーを守るための必要な措置をします。



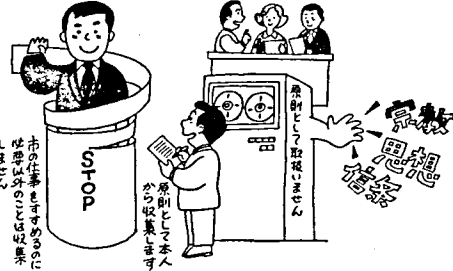
個人情報を利用するとき

- 法令等の定めにもとづくとき、または適正に業務をするときなどを除き、市の内部においても当初の収集の目的の範囲を超えて、個人情報を利用しません（目的外利用の制限）。
- 法令の定めがあるときなどを除き、個人情報を外部に提供しません（外部提供の制限）。

市民のみなさんひとりひとりのプライバシー確保のための個人情報保護制度です。この制度を足がかりとして、みなさんとともにすべての人に対して、思いやりのある個人情報の取扱いに努めます。

制度の対象となる個人情報

市が取扱う情報で、特定の個人が識別され、または識別することができる情報が制度の対象となります。



市が扱っている自分の情報についてどんな請求ができるのかな？



自分自身の情報を見ても誤りがあるときは、訂正を請求できます

市に保管されている個人情報の記録に、事実の誤りがあるときは、訂正を請求できます。

一定のルールにもとづかない自分自身の情報の取扱いに対して、削除・利用中止を請求できます

特定の個人を除き、市が本人以外から、または一定のルールにもとづかないで個人情報を収集したときは、その記録の有無を請求できます。

また、自分の個人情報、当初の使用目的の範囲を超えて目的外に利用あるいは外部へ提供されようとしているとき、又はされているときは、その中止を請求できます。

個人情報を守るための事業者の責務とは？



事業者には、市民のみなさんの基本的人権やプライバシーを侵害することのないようにしていただくとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力していただきます。

万が一、事業者が個人情報保護条例の趣旨に著しく反する行為をしたときは、その適正や中止を指導し、又は勧告します。この指導や勧告に従わないときは、その事実を公表することもあります。

自分自身の情報の開示を請求できます

市に保管されている自分に関する個人情報の開示（個人情報の閲覧、写しの交付又は複製）を請求できます。

ただし、開示できない個人情報もあります

法令又は条例の規定により、開示できないとされているもの。

個人の評価、診断・判定・指導・相談・選考等に関するものであって、本人に知らせないことが正当と認められるもの。

プライバシーと個人情報、その保護のために

—— 藤沢市個人情報保護制度に関する提言から ——

情報化社会の今日、情報そのものが、政治・経済・社会・文化等の分野においてばかりでなく、人々の日常生活においても、大きな役割を担うようになってきた。しかしこの情報化社会の発達は、人々の生活を豊かにしているというプラス面だけではなく、情報洪水とか情報公害などと言われるように、人々の生活にマイナス面となっている点も見逃がせない。

とりわけ、個人に関する種々の情報、大量かつ迅速に集積・利用・流通することが可能とな

っている現在、個人のプライバシー権とその保障がきわめて重要になってきている。

その具体的方策として、「自己情報コントロール権」の制度化が不可欠である。これは、プライバシー権が、これまでの「ひとりとしておかれる権利」私生活をみだりに公開されない権利であることに加えて、「自己に関する情報の流れを自らコントロールすることができる権利」としてとらえることが必要になってきているからである。

<資料4.>

条例における主な規定内容一覧

主な規定項目		規定団体数 (各制定団体に占める割合：%)			
		昭和63年10月1日現在		昭和63年4月1日現在	
対象データ処理の形態	電子計算機処理を対象	445(94.9)		413(95.2)	
	マニュアル処理まで併せて対象	24(5.1)		21(4.8)	
対象部門	公的部門を対象	451(96.2)		418(96.3)	
	民間部門まで併せて対象	18(3.8)		16(3.7)	
対象データの種類	個人データのみを対象	330(70.4)		309(71.2)	
	法人データまで併せて対象	139(29.6)		125(28.8)	
個人情報システムの設置(変更)に関する規制		150(32.0)		136(31.3)	
収集規制	目的による規制	73(15.6)	111(23.7)	64(14.7)	96(22.1)
	方法による規制	96(20.5)		81(18.7)	
	データの種類による規制	32(6.8)		26(6.0)	
記録規制	目的による規制	396(84.4)	462(98.5)	365(84.1)	427(98.4)
	データの種類による規制	458(97.7)		423(97.5)	
利用・提供規制	(内部)利用規制	176(37.5)	453(96.6)	153(35.3)	418(96.3)
	(外部)提供規制	420(89.6)		387(89.2)	
	国等とのオンライン禁止・制限	352(75.1)		322(74.2)	
維持管理に関する規制	正確性・最新性の確保	411(87.6)	455(97.0)	378(87.1)	420(96.8)
	改ざん、滅失、漏えい等の防止	431(91.9)		397(91.5)	
	不要情報の廃棄措置	163(34.8)		146(33.6)	
自己情報の開示、訂正等	開示の申出等	418(89.1)		384(88.5)	
	訂正の申出等	411(87.6)		376(86.6)	
	削除の申出等	334(71.2)		305(70.3)	
	中止の請求	20(4.3)		17(3.9)	
処理状況等の公表	処理状況の公表	275(58.6)	306(65.2)	258(59.4)	287(66.1)
	記録項目の公表	201(42.9)		191(44.0)	
外部委託に際しての規制	受託業者等の責務	100(21.3)		91(21.0)	
	データ保護の確保措置	379(80.8)		352(81.1)	
個人情報処理に係る職員等の責務		353(75.3)		321(74.0)	
罰則	当該団体職員を対象	45(9.6)	47(10.0)	41(9.4)	43(9.9)
	受託業者・従業員を対象	45(9.6)		41(9.4)	
附属機関の設置		251(53.5)		235(54.1)	
救済措置	苦情処理	47(10.0)		42(9.7)	
	不服申立手続	34(7.2)		29(6.7)	
条例制定団体数		469		434	

1988年12月25日

自治研かながわ月報 第17号 (1988年12月号, 通算81号)

発行所 社団法人神奈川県地方自治研究センター

発行人 横山桂次

編集人 上林得郎 定価1部 500円

〒232 横浜市南区高根町1-3 神奈川県地域労働文化会館4F

☎ 045 (251) 9721 (代表) FAX 045 (251) 3199

振替口座 労働金庫本店 1365-100982 横浜銀行市庁舎支店 317-709629

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月 1,000円、賛助会員月 500円のどちらかを選び、半年または1年分をそえてお申しこみください。
3. 詳細は自治研センター事務局 ☎ 045 (251)9721へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が隔月送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A 5判・120~150ページ定価450円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。